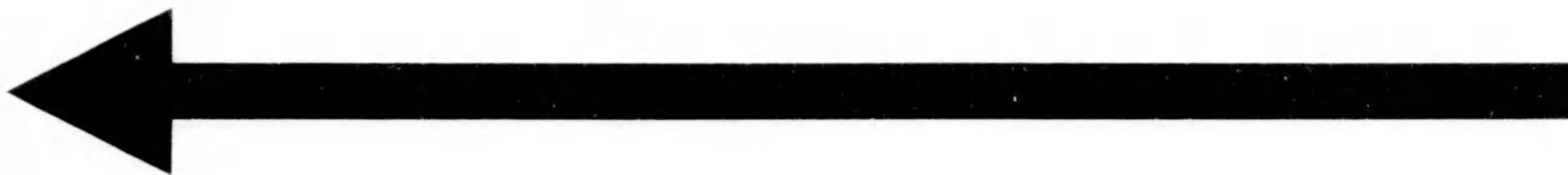


健康保険法と実施の準備 全



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 90 1 2 3 4 5

始



健康保険法と實施の準備 全

工業教育會出版

目次

健康保険法施行期日ノ件……………一

一健康保険法……………三

二健康保険法施行令……………二三

三健康保険法施行規則……………五七

健康保険法ノ諸様式……………八九

四健康保険準備事項……………一一三

五健康保険法の説明……………一三三

六健康保険法と保険組合……………一五三

七健康保険法の實施に就て……………一六五

八健康保険組合に就て……………一八七

以上

健康保険法施行期日の件

(大正十五年四月三號)法律第十五號

健康保険法中左ノ通り改正ス  
附則ヲ左ノ如ク改ム

本法ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保險  
給付及費用ノ負擔ニ關スル規定ハ大正十六年一月一  
日ヨリ之ヲ施行ス

【参照】大正十一年四月法律第七十號健康保險法

附則

本法施行ノ日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

健康保險法施行期日の件

# 一 健康保險法

(大正十一年四月二十一日  
法律第七十一號)

## 第壹章 總 則

第一條 健康保險ニ於テハ保險者カ被保險者ノ疾病、負傷、死亡又ハ分娩ニ關シ療養ノ給付、又ハ傷病手當金、埋葬料、分娩費若ハ出産手當金ノ支給ヲ爲スモノトス

第二條 本法ニ於テ報酬ト稱スルハ事業ニ使用セラルル者カ勞務ノ對價トシテ事業主ヨリ受クル賃金、給料又ハ俸給及之ニ準スヘキモノヲ謂フ

賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ範圍及評價ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 報酬ノ額ニ基キ保險料又ハ保險給付ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬ニ依リ之ヲ算定ス  
標準報酬ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ徵收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利及保險給付ヲ受クル權利ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ時効中斷、停止其ノ他ノ事項ニ關シテハ民法ノ時効ニ關スル規定ヲ準用ス

命令ノ定ムル所ニ依リ保險者ノ爲ス保險料其他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ徵收ノ告知ハ民法第五百十三條ノ規定ニ拘ラス時効中斷ノ効力ヲ有ス

第五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ民法ノ期間ノ計算ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條 健康保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

第七條 保險者又ハ保險給付ヲ受クヘキ者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第八條 保險者ハ被保險者ヲ使用スル事業主ニ對シ其ノ使用スル者ノ異動報酬其ノ他健康保險ノ施行ニ必要ナル事項ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ文書ヲ提示セシムルコトヲ得

第九條 保險官署ハ必要アリト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ保險事故ノ生シタル作業ノ場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第十條 主務大臣ハ本法ニ規定スル其ノ職權ノ一部ヲ命令ヲ以テ保險官署ニ委任スルコトヲ得

第十一條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ保險者ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ保險者ハ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付

スヘシ

前項ノ規定ニ於テ市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス

第一項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノノ徵收金ニ次キ他ノ公課ニ先ツモノトス

第十二條 政府ノ事業ニ使用セラルル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

## 第二章 被保險者

第十三條 工場法ノ適用ヲ受クル工場又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業場若ハ工場ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス但シ臨時ニ使用セラルル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ及一年ノ報酬一千二百圓ヲ超ユル職員ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 前條ニ規定スル工場及事業場ヲ除クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ノ事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業及之ニ附屬スル事業ニ使用セラルル者ヲ包括シテ健康保險ノ被保險者ト爲スコトヲ得

- 一 鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業
  - 二 物ノ製造、加工、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業
  - 三 電氣又ハ動力ノ發生變壓又ハ傳導ノ事業
  - 四 土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、修理若ハ破壊ノ工事ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ
  - 五 地方鐵道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事業
  - 六 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外陸上ニ於テ爲ス貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ
  - 七 貨物積卸ノ事業
  - 八 前各號ニ掲クルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業
- 前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ト爲ルヘキ者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
- 一事業ニ於テ作業ノ場所ニ以上アル場合ニ於テハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ主務大臣其ノ一又ハ二以上ノ場所ニ於ケル作業ヲ一事業ト看做スコトヲ得
- 第十五條 前條ノ認可アリタルトキハ其ノ事業ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス
- 第十三條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル工場カ其ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキハ其ノ工場ニ付第十四條ノ認可アリタリト看做ス

第十七條 第十三條及第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ業務ニ使用セララルニ至リタル日又ハ第十三條但書若ハ第十五條第二項ノ規定ニ該當セサルニ至リタル日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

第十八條 第十三條及第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ハ死亡シタル日、其ノ業務ニ使用セラレサルニ至リタル日又ハ第十三條但書若ハ第十五條第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス但シ其ノ事實アリタル日ニ更ニ前條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第十九條 第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ使用スル事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ被保險者ノ全部ヲシテ其ノ資格ヲ喪失セシムルコトヲ得

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第一項ノ認可アリタルトキハ被保險者ハ認可アリタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十條 第十八條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日前一年內ニ於テ百八十日以上被保險者タリシモノ又ハ喪失ノ際引續キ六十日以上被保險者タリシモノハ勅令ノ定ムル期間內

ニ申請ヲ爲ストキハ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得  
 第二十一條 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ前條ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ヨリ百八十日ヲ經過シタルトキ、保險料ヲ納付セスシテ命令ヲ以テ定ムル猶豫期間ヲ經過シタルトキ又ハ第十三條若ハ第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス  
 前條ノ規定ニ依ル被保險者死亡シタル場合ニハ第十八條ノ規定ヲ準用ス

### 第三章 保 險 者

第二十二條 健康保險ノ保險者ハ政府及健康保險組合トス  
 第二十三條 保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得  
 第二十四條 政府ハ健康保險組合ノ組合員ニ非サル被保險者ノ保險ヲ管掌ス  
 第二十五條 健康保險組合ハ其ノ組合員タル被保險者ノ保險ヲ管掌ス  
 第二十六條 健康保險組合ハ法人トス  
 第二十七條 健康保險組合ハ事業主、其ノ事業ニ使用セララルル被保險者及第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十八條 一又ハ二以上ノ事業ニ付被保險者常時三百人以上ヲ使用スル事業主ハ健康保險組合ヲ設立スルコトヲ得

被保險者ヲ使用スル二以上ノ事業主ハ共同シテ健康保險組合ヲ設立スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被保險者ノ員數ハ合算シテ常時三百人以上タルコトヲ要ス

第二十九條 健康保險組合ヲ設立セムトスルトキハ組合員タル資格ヲ有スル被保險者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得規約ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

二以上ノ事業ニ付健康保險組合ヲ設立セムトスル場合ニ於テハ前項ノ同意ハ各事業ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

第三十條 前二項ノ規定ニ於テ被保險者トアルハ第十四條第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ト同時ニ健康保險組合ノ設立認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者トス

第三十一條 主務大臣ハ一事業ニ付第十三條ノ規定ニ依ル被保險者常時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ對シ健康保險組合ノ設立ヲ命スルコトヲ得

第三十二條 前條ノ規定ニ依リ健健保險組合ノ設立ヲ命セラレタル事業主ハ規約ヲ作り設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十三條 第十四條第三項ノ規定ハ第二十八條、第二十九條及第三十一條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ準用ス

第三十四條 健康保險組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時ニ成立ス

第三十五條 健康保險組合成立シタルトキハ事業主及其ノ事業ニ使用セラルル被保險者ハ總テ之ヲ組合員トス前項ノ被保險者ハ其ノ事業ニ使用セラレサルニ至リタルトキト雖第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タルトキハ仍之ヲ組合員トス

第三十六條 健康保險組合ノ規約ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第三十七條 主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ、事業及財産ノ狀況ヲ検査シ規約ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第三十八條 健康保險組合ノ役員ニ欠缺若ハ故障アルトキ又ハ組合ノ役員保險給付其ノ他執行スヘキ職務ヲ執行セザルトキハ主務大臣ハ官吏又ハ其ノ他ノ者ヲ指定シテ其ノ職務ヲ執行セシムルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ其ノ職務ノ執行ニ要スル費用ハ健康保險組合ノ負擔トス

第三十九條 主務大臣ハ健康保險組合ノ決議若ハ役員ノ行爲カ法令、主務大臣ノ處分若ハ規約ニ違反シ組合員ノ利益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ又ハ組合ノ事業若ハ財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業

ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第四十條 解散ニ因リテ消滅シタル健康保險組合ノ權利義務ハ政府之ヲ承繼ス

第四十一條 本法ニ規定スルモノノ外健康保險組合ノ管理、財産ノ保管及利用方法、分合、解散其ノ他健康保險組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラルル被保險者ノ保險者ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

## 第四章 保險給付

第四十三條 被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付ヲ爲ス

前項ノ療養ノ給付ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ場合ニ於テ療養上必要アリト認ムルトキハ保險者ハ被保險者ヲ病院ニ收容スルコトヲ得

第四十四條 療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第四十五條 被保險者療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザルトキハ其ノ期間傷病手當金トシテ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合



以外ノ場合ニ於テハ勞務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ起算シ第四日ヨリ之ヲ支給ス

第四十六條 病院ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ傷病手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

第四十七條 療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付百八十日ヲ超エテ之ヲ爲サス

業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テハ療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ一年內百八十日ヲ超エテ之ヲ爲サス

被保險者ハ前二項ノ規定ニ拘ラス傷病手當金ノ支給ヲ受クル期間療養ノ給付ヲ受ク

第四十八條 左ノ各號ノ一ニ該當ヘル場合ニ於テハ保險者ハ前條ニ規定スル期間ヲ超エテ療養ヲ必要トスル者ニ對シ繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

- 一 他ノ法令ノ規定ニ依リ事業主ヨリ扶助ヲ受クヘキ者ニ付其ノ事業主ヨリ申請アリタルトキ
- 二 前號以外ノ場合ニ於テ療養ノ給付ニ要スル費用ノ償還ニ付擔保ヲ提供シ其ノ他確實ナル方法ヲ定メ本人又ハ第三者ヨリ申請アリタルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テハ療養ノ給付ニ要シタル費用ニ相當スル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徴收ス

第四十九條 被保險者死亡シタルトキハ被保險者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノニ對シ埋葬料トシテ被保險者ノ報酬日額ノ二十日分ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額カ二十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ二十圓トス

被保險者死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クヘキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍內ニ於テ其ノ埋葬ニ要シタル費用ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十條 被保險者分娩シタルトキハ分娩費トシテ二十圓ヲ出產手當金トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十一條 保險者ハ被保險者ヲ産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得  
産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ分娩費及出產手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

第五十二條 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保險者タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲ササルコトヲ定ムルコトヲ得

第五十三條 分娩ノ前後ニ保險者ニ變更アリタル場合ニ於テハ分娩ニ關スル保險給付ニ要スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係アル保險者之ヲ分擔ス

第五十四條 出產手當金ノ支給ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ期間傷病手當金ハ之ヲ支給セス

第五十五條 被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ受クル者ハ被保險者トシテ保險給付ヲ受クルコトヲ得ヘカリシ期間繼續シテ同一保險者ヨリ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第五十六條 前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クル者死亡シタルトキ、前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケタル者其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日後九十日以内ニ死亡シタルトキ又ハ其ノ他ノ被保險者タリシ者被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後九十日以内ニ死亡シタルトキハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノハ最後ノ保險者ヨリ埋葬料ノ支給ヲ受クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クル者ナキ場合及前項ノ埋葬料ノ金額ニ付テハ第四十九條ノ規定ヲ準用ス

第五十七條 被保險者タリシ者被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後勅令ヲ以テ定ムル期間内ニ分娩シタルトキハ分娩ニ關シ被保險者トシテ受クルコトヲ得ヘカリシ保險給付ヲ最後ノ保險者ヨリ受クルコトヲ得

第五十八條 疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ期間傷病手當金又ハ出產手當金

ノ全部又ハ一部ヲ支給セス

第五十九條 前條ニ掲クル者疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ其ノ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコト能ハサリシトキハ保險者ハ之ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病手當金又ハ出產手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給ス

前項ノ規定ニ依リ保險者ノ支給シタル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徴收ス

第六十條 被保險者又ハ被保險者タリシ者自己ノ故意ノ犯罪行爲ニ因リ又ハ故意ニ事故ヲ生セシメタルトキハ保險給付ヲ爲サス

第六十一條 被保險者鬪争若ハ泥酔ニ因リ又ハ故意ニ危害豫防ニ關スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ從ハサルニ因リ事故ヲ發生シタルトキハ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサルコトヲ得

第六十二條 保險給付ヲ受クヘキ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ期間保險給付ヲ爲サス

一 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ

二 本法施行區域外ニ在ルトキ

三 感化院其ノ他之ニ準スヘキモノニ入院セシメラレタルトキ

四 監獄、留置場又ハ勞役場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキ他ノ法令ノ規定ニ依リ國又ハ公共團體ノ

負擔ニ於テ病院、病舎又ハ療養所ニ收容セラレタル者ニ對シテハ療養ノ給付ヲ爲サス  
前項ニ掲クル者ニ付テハ第四十六條ノ規定ヲ準用ス

第六十三條 保險者ハ正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハサル者ニ對シ之ニ支給スヘキ傷病手  
當金ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得

第六十四條 保險者ハ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ニ對シ勅令ノ  
定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得

第六十五條 保險者ハ必要アリト認ムルトキハ保險給付ヲ受クル者ノ診斷ヲ行フコトヲ得  
保險者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ拒ミタル者ニ對シ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコト  
ヲ得

第六十六條 保險給付ノ支給期日ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十七條 保險者ハ事故カ第三者ノ行爲ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保險給付ヲ爲シタルトキハ其ノ  
給付ノ價額ノ限度ニ於テ被保險者又ハ被保險者タリシ者カ第三者ニ對シテ有スル損害賠償請求ノ權利  
ヲ取得ス

第六十八條 保險給付ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス

第六十九條 保險給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セス

### 第五章 費用ノ負擔

第七十條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ヲ負擔ス

前項ノ規定ニ依ル國庫負擔金ノ總額カ被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超ユル場合ニ於テハ各  
健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ限度ニ至ル迄之ヲ減額スルモノトス  
前項ニ規定スル被保險者ノ員數ノ計算ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十一條 保險者ハ健康保險事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保險料ヲ徵收ス  
保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十二條 被保險者及被保險者ヲ使用スル事業主ハ各保險料額ノ二分ノ一ヲ負擔ス但シ第二十條ノ規  
定ニ依ル被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス

第七十三條 業務ノ性質上事故多キ事業ニ使用セラルル被保險者又ハ少額ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關  
スル保險料ニ付テハ勅令ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ割合ヲ増加スルコトヲ得

第七十四條 被保險者ノ負擔スヘキ保險料額ハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ス但シ第

二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
前項ニ規定スル制限ヲ超エテ保險料ヲ徵收スルコトヲ要スル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負擔トス

第七十五條 健康保險組合ハ第七十二條若ハ前條ノ規定又ハ第七十三條ニ基キテ發スル勅令ノ規定ニ拘ラス其ノ規約ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ保險料額ノ負擔ノ割合ヲ増加スルコトヲ得

第七十六條 被保險者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ期間保險料ヲ徵收セス

- 一 傷病手當金又ハ出産手當金ノ支給ヲ受クルトキ
- 二 第六十二條第一項各號ノ一ニ該當スルトキ

第七十七條 事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スヘキ保險料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ負擔スル保險料ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七十八條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ納付スヘキ保險料ヲ被保險者ニ支拂フヘキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

第七十九條 保險料ノ納付期日ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

## 第六章 審査ノ請求、訴願及訴訟

第八十條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ第一次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ第二次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

第八十一條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ不服アル者ハ其ノ處分ヲ爲シタル保險官署又ハ健康保險組合ヲ監督スル保險官署ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八十二條 前條ノ規定ニ依ル訴願ノ提起アリタルトキハ保險官署ハ第二次健康保險審査會ノ審査ヲ經テ主務大臣ハ第三次健康保險審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スヘシ

第八十三條 健康保險審査會ノ組織及審査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十四條 第十一條ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ地方長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八十五條 健康保險審査會ハ審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ訊問其ノ他ノ證據調

ヲ爲スコトヲ得

證據調ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ノ區裁判所ニ之ヲ囑託スルコトヲ得  
證據調ニ關シテハ民事訴訟法ノ證據調ニ關スル規定ヲ準用ス但シ健康保險審査會ノ爲ス證據調ニ關シ  
テハ罰金ノ言渡ヲ爲シ又ハ勾引ヲ命スルコトヲ得ス

第八十六條 審査ノ請求訴訟ノ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書若ハ裁決書ノ  
交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テハ訴願法第八條第  
三項ノ規定ヲ、訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第六十七條及第七十四條乃至第七十七條ノ規定ヲ  
準用ス

### 第七章 罰 則

第八十七條 正當ノ理由ナクシテ第九條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ妨ケ又ハ其ノ  
訊問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ答辯ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十八條 第八條ノ規定ニ依ル保險者ノ請求アリタル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ報告ヲ爲サス、  
虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ文書ノ提示ヲ拒ミタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十九條 健康保險組合ノ設立ヲ命セラレタル事業主正當ノ理由ナクシテ主務大臣ノ指定スル期日迄  
ニ設立ノ認可ヲ申請セサルトキハ其ノ手續ノ遅延シタル期間其ノ負擔スヘキ保險料額ノ二倍ニ相當ス  
ル金額以下ノ過料ニ處ス

第九十條 健康保險組合カ第三十七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ處分ヲ拒ミ若ハ妨ケタルトキハ其  
ノ役員ヲ百圓以下ノ過料ニ處ス

本法ニ基キテ發スル健康保險組合ニ關スル勅令ニ於テハ組合カ之ニ違反シタル場合ニ於テ其ノ役員ヲ  
百圓以下ノ過料ニ處スル規定ヲ設クルコトヲ得

第九十一條 前二條ノ過料ニ付テハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

## 二 健康保險法施行令

(大正十五年六月三十日  
勅令第二百四十三號)

### 第一章 總 則

第一條 健康保險法第二條第一項ノ賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲クルモノヲ除ク

一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當

二 通勤手當

三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金、給料又ハ俸給ノ額ノ決定ニ影響ナキモノ

四 其ノ他内務大臣ノ指定スルモノ

第二條 賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ全部又ハ一部カ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ保險官署ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス

前項ノ標準價格ハ其ノ地方ノ時價ニ依リ之ヲ定ム

健康保險組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラス規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第三條 健康保險法第三條第一項ノ標準報酬ハ被保險者ノ報酬日額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

等級	標準報酬ノ日額	報酬日額
第一級	三十錢	三十五錢以上 三十五錢未満
第二級	四十錢	四十五錢以上 四十五錢未満
第三級	五十錢	五十五錢以上 五十五錢未満
第四級	六十錢	六十五錢以上 六十五錢未満
第五級	七十錢	七十五錢以上 七十五錢未満
第六級	八十錢	八十五錢以上 八十五錢未満
第七級	一圓	一圓十五錢以上 一圓十五錢未満
第八級	一圓三十錢	一圓四十五錢以上 一圓四十五錢未満
第九級	一圓六十錢	一圓七十五錢以上 一圓七十五錢未満
第十級	一圓九十錢	二圓十五錢以上 二圓十五錢未満

第十一級	二圓二十錢	二圓五錢以上 二圓三十五錢未満
第十二級	二圓五十錢	二圓六十五錢以上 二圓六十五錢未満
第十三級	二圓八十錢	二圓九十五錢以上 二圓九十五錢未満
第十四級	三圓十錢	三圓二十五錢以上 三圓二十五錢未満
第十五級	三圓五十錢	三圓七十五錢以上 三圓七十五錢未満
第十六級	四圓	三圓七十五錢以上

第四條 標準報酬ハ毎年六月一日ノ現在ニ依リ之ヲ定メ七月一日ヨリ翌年六月三十日迄其ノ効力ヲ有ス  
但シ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル標準報酬ハ其ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定メ其ノ日ヨリ六月三十日迄其ノ効力ヲ有ス

被保險者ノ報酬ニ著シキ増減アリタルトキハ保險者ハ前項ノ規定ニ拘ラス標準報酬ノ變更ヲ爲スヘシ  
健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラス引續キ従前ノ標準報酬ニ依ル

健康保險組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラス標準報酬ノ決定ニ關シ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第五條 第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬日額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

- 一 年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル年額ノ三百六十分ノ一
- 二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル月額ノ三十分ノ一
- 三 前二項ノ外一定ノ期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル其ノ報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額
- 四 日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日前三月間ニ受ケタル額ノ九十分ノ一但シ現ニ使用セラルル事業ニ於テ報酬ヲ受ケタル期間三月ニ滿チサルトキハ其ノ地方ニ於テ同様ノ作業ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル被保險者ノ報酬ニ付本號ノ規定ニ依リテ算定シタル額
- 五 前四號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ標準報酬決定ノ日前一年間ニ於テ受ケタル額ノ三百六十分ノ一但シ現ニ使用セラルル事業ニ於テ報酬ヲ受ケタル期間三百六十日ニ滿チサルトキハ其ノ受ケタル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額
- 六 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

額ノ合算額

七 同時ニ二以上ノ業務ニ於テ報酬ヲ受クル場合ニ於テハ各業務ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬日額カ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額カ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス保險者ニ於テ適當ノ方法ニ依リ之ヲ算定スヘシ  
保險者カ健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第六條 健康保險法又ハ本令ノ規定ニ依リ事業主カ内務大臣ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ於テ政府カ事業主ナルトキハ内務大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第七條 政府ノ事業ニ使用セラルル被保險者カ健康保險法ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クヘキ場合ニ於テ内務大臣ノ指定シタル共済組合ヨリ其ノ保險給付ニ相當スル給付ヲ受クルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ保險給付ヲ爲サス

前項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル共済組合ハ左ノ要件ヲ具フルモノニ限ル

- 一 健康保險法ノ規定ニ依ル保險給付ト同種ノ給付ヲ爲スコト
- 二 給付ニ要スル費用ニ付政府カ健康保險法ノ規定ニ依リ國庫及事業主ノ負擔ト同一ノ割合ヲ下ラサ



ル負擔ヲ爲スコト

第八條 前條ノ規定ニ依リ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ受ケサル者ニ付テハ保險料ハ其ノ程度ニ應シ之ヲ減額シ又ハ之ヲ徴收セス

## 第二章 被保險者

第九條 臨時ニ使用セララルル者ノ中左ニ掲クル者ハ健康保險法第十三條但書又ハ第十五條第二項ノ規定ニ依リ被保險者タラサルモノトス但シ第一號ニ該當スル者所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セララルルニ至リタルトキ又ハ第二號若ハ第三號ニ該當スル者三十日ヲ超エテ引續キ使用セララルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 六十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セララルル者
- 二 使用期ノ間定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セララルル者
- 三 日々雇入レラルル者
- 四 前各號ニ掲クルモノノ外内務大臣ノ定ムル者

第十條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タラムトスル申請ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日

(繼續シテ保險給付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日)ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ保險者ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ノ申請ト雖之ヲ受理スルコトヲ得

## 第三章 健康保險組合

### 第一節 組合ノ設立

第十一條 事業主健康保險組合ヲ設立スル爲健康保險法第二十九條ノ同意ヲ求ムル場合ニ於テハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ同條ノ被保險者(健康保險法第三十條ノ場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者)全部ニ送付スヘシ

- 一 組合員タルヘキ者ノ範圍
- 二 組合ノ組織ノ概要
- 三 保險料ノ概要
- 四 保險給付ノ概要
- 五 其ノ他事業計畫ノ概要

第十二條 規約ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

- 一 組合ノ稱
- 二 事務所ノ所在地
- 三 組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地
- 四 公示ノ方法
- 五 其ノ他組合ニ關シ重要ナル事項

第十三條 組合ハ其ノ各稱中ニ健康保險組合ナル文字ヲ用フヘシ

健康保險組合ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ健康保險組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス

第十四條 組合設立ノ際ニ於テ定ムヘキ保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ事業主之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十五條 組合設立ノ認可ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ左ノ事項ヲ告示スヘシ

- 一 組合ノ名稱
- 二 事務所ノ所在地
- 三 組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地

四 認可ノ年月日

前項各號ノ事項ニ關スル規約ノ變更ヲ認可シタルトキハ内務大臣ハ其ノ事項ヲ告示スヘシ

第十六條 組合設立ノ認可アリタルトキハ事業主ハ遲滯ナク規約ヲ公示スヘシ規約ノ變更アリタルトキ亦同シ

第十七條 組合設立ノ認可アリタルトキハ事業主ハ遲滯ナク組合會ヲ招集シ組合設立ノ經過、保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算其ノ他重要ナル事項ヲ報告スヘシ

第十八條 組合設立後理事就職ニ至ル迄ハ事業主理事ノ職務ヲ行フ

### 第二節 組合ノ會議

第十九條 組合ニ組合會ヲ置ク

組合會ハ組合會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十條 議員ノ定數ハ十二人以上ノ偶數トシ其ノ半數ハ事業主ニ於テ事業主（若ハ其ノ代理人）及其ノ事業ニ使用セラルル者ノ中ニ就キ之ヲ選定シ他ノ半數ハ被保險者タル組合員ニ於テ之ヲ互選ス

第二十一條 議員就職シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公示スヘシ議員退職又ハ死亡シタルトキ亦同シ

第二十二條 議員ノ選舉ハ無記名投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

第二十三條 選舉人タル組合員議員ノ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ第二十一條ノ公示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ理事ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ理事ハ二十日以内ニ之ヲ組合會ノ決定ニ付シ其ノ決定アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ公示スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ決定アリタル日ヨリ三十日以内ニ監督官廳ニ訴願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ健康保險組合ヲ訴願法ノ規定ニ依ル行政廳ト看做ス

議員ハ第二項ノ決定又ハ前項ノ訴願ノ裁決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス

第二十四條 本令ニ規定スルモノノ外議員ノ定數、資格、任期、選定及選舉ニ關スル事項ハ規約ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條 組合會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

- 一 收入支出ノ豫算
- 二 事業報告及決算

三 收入支出豫算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負擔又ハ權利ノ拋棄

四 準備金ノ管理方法

五 準備金其ノ他重要ナル財産ノ處分

六 組合債

七 規約ノ變更

八 保險料率

九 訴願訴訟ノ提起及和解

十 其ノ他重要ナル事項

第二十六條 組合會ハ組合ノ事務ニ關スル書類ヲ檢閲シ、理事ノ報告ヲ請求シ又ハ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ検査スルコトヲ得

組合會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ前項ノ組合會ノ權限ニ屬スル事項ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十七條 組合會ハ理事之ヲ招集ス

議員定數ノ三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ組合會招集ノ請求ヲ爲シタルトキハ理事ハ七日以内ニ之ヲ招集スヘシ

組合會ノ招集ハ會議ノ目的タル事項ヲ示シ急施ヲ要スル場合ヲ除クノ外開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ爲スヘシ

前二項ノ期間ニ付テハ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

組合會開會中急施ヲ要スル事項アルトキハ理事ハ直ニ之ヲ其ノ會議ニ付スルコトヲ得

組合會ハ理事之ヲ開閉ス

第二十八條 組合會ノ議長ハ理事長ヲ以テ之ニ充ツ

理事長故障アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ行フ  
決算ノ認定ニ關スル會議ノ議長ハ前二項ノ規定ニ拘ラス理事以外ノ出席議員中ヨリ互選セラレタル者ヲ以テ之ニ充ツ

議長ハ會議ヲ總理シ議場ノ秩序ヲ保持ス

第二十九條 組合會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ第三十二條ノ除外ノ爲半數ニ滿チサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十條 組合會ノ議事ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十一條 規約變更ノ議事ハ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス

第三十二條 議長及議員ハ其ノ一身上ニ關スル事項ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ス但シ組合會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第三十三條 議員ハ自ラ會議ニ出席シ表決ヲ爲スヘシ但シ會議ニ出席スルコト能ハサル議員ハ規約ノ定ムル所ニ依リ豫メ書面ヲ以テ出席議員ニ委任シテ表決ヲ爲スコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ之ヲ會議ニ出席シタルモノト看做ス

第三十四條 組合員ハ規約ニ定ムル特別ノ場合ヲ除クノ外組合會ノ會議ヲ傍聽スルコトヲ得

第三十五條 議員ハ其ノ職務ノ爲要スル旅費ノ支給ヲ組合ヨリ受クルコトヲ得

被保險者タル議員其ノ職務ヲ行フニ因リ平常ノ業務ニ對スル報酬ヲ受クルコトヲ得サル場合ニ於テハ其ノ補償ヲ組合ヨリ受クルコトヲ得

第一項ノ旅費及前項ノ補償ノ額及支給方法ハ規約ノ定ムル所ニ依ル

### 第三節 組合ノ役員

第三十六條 組合ニ理事ヲ置ク

理事ノ定數ハ四人以上ノ偶數トシ其ノ半數ハ事業主ノ選定シタル議員ニ於テ、他ノ半數ハ被保險者タ

ル組合員ノ互選シタル議員ニ於テ之ヲ互選ス

理事ノ中一人ヲ理事長トシ事業主ノ選定シタル議員タル理事中ニ就キ理事之ヲ選舉ス

第三十七條 理事長ハ組合ヲ代表ス

理事長故障アルトキハ規約ノ定ムル所ニ依リ他ノ理事其ノ職務ヲ代理ス

第三十八條 組合ノ事務ハ理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ理事長ノ決スル所ニ依ル

第三十九條 組合會成立セス又ハ其ノ議決スヘキ事項ヲ議決セサルトキハ理事ハ監督官廳ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事項ヲ處置スルコトヲ得

第四十條 組合會ニ於テ議決スヘキ事項ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ組合會成立セサルトキ又ハ之ヲ招集スルノ暇ナキトキハ理事之ヲ專決スルコトヲ得

第四十一條 前二條ノ規定ニ依リ處置ヲ爲シタルトキハ理事ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ組合會ニ報告スヘシ

第四十二條 理事ハ規約、財産目錄、事業報告書、組合原簿及組合會ノ會議録ヲ事務所ニ備フヘシ

組合員前項ノ書類ノ閲覧ヲ求メタルトキハ理事ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十三條 第二十一條、第二十四條及第三十五條ノ規定ハ理事及理事長ニ之ヲ準用ス

#### 第四節 組合ノ財務

第四十四條 組合ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第四十五條 組合ハ毎會計年度收入支出ノ豫算ヲ調製シ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

豫算ヲ更正又ハ追加シタルトキ亦同シ

豫算ニ定メタル各款ノ金額ハ彼此流用スルコトヲ得ス

豫算ニ定メタル各項ノ金額ハ組合會ノ議決ヲ經テ之ヲ流用スルコトヲ得

第四十六條 組合ハ組合會ノ議決ヲ經テ繼續費ヲ設クルコトヲ得

第四十七條 組合ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ

豫備費ハ規約ヲ以テ定メタル費途以外ノ費途ニ之ヲ充ツルコトヲ得ス

第四十八條 組合ニ於テ其ノ收入金ヲ收納スルハ翌年度五月三十一日、其ノ支出金ヲ支拂フハ翌年度四月十五日限リトシ其ノ出納ヲ閉鎖ス

第四十九條 組合ハ保険料率ヲ變更セムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十條 組合ハ少クトモ保険給付ニ要シタル費用ノ前三年度ノ平均年額ニ相當スル額ニ達スル迄毎年

度ノ剩餘金中ヨリ該平均年額ノ百分ノ五以上ニ相當スル額（剩餘金カ該平均年額ノ百分ノ五ニ達セサルトキハ其ノ全額）ヲ準備金トシテ積立ツヘシ

前項ノ限度内ノ準備金ハ保險給付ニ要スル費用ニ不足ヲ生シタルトキニ非サレハ之ニ使用スルコトヲ得ス

第五十一條 組合ハ準備金ノ管理方法ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十二條 準備金以外ノ財産ノ管理方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第五十三條 組合ハ支拂上現金ニ不足ヲ生シタルトキハ準備金ニ屬スル現金ヲ繰替使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ仍現金ニ不足アルトキハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ繰替使用シタル金額及一時借入金ハ當該會計年度内ニ之ヲ返還スヘシ

第二項ノ一時借入金ヲ爲シ得ヘキ限度ハ毎年度監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十四條 組合ハ組合債ヲ起シ、起債ノ方法、利息ノ定率若ハ償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更セムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十五條 組合ハ重要ナル財産ノ處分ヲ爲サムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

### 第五節 組合ノ分合解散

第五十六條 組合合併又ハ分割ヲ爲サムトスルトキハ關係アル組合ノ組合會ニ於テ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ議決シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ規約ノ變更ヲ要スルトキハ前項ノ議決ト共ニ之ヲ議決スヘシ

第五十七條 組合ノ分割ハ組合ノ設立アル事業ノ一部ニ付之ヲ爲スコトヲ得ス

一事業ニ於テ作業ノ場所ニ以上アル場合ニ於テハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ内務大臣ハ其ノ一又ハ二以上ノ場所ニ於ケル作業ヲ一事業ト看做スコトヲ得

第五十八條 分割ヲ爲ス場合ニ於テハ分割後存続スル組合又ハ分割ニ因リテ成立スル組合ノ被保險者タル組合員ノ員數ハ常時三百人以上タルヘキコトヲ要ス

第五十九條 合併ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保険料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ各組合ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十條 分割ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保険料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ其ノ組合ノ組合員タルヘキ事業主之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十一條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

分割ニ因リテ成立シタル組合ハ分割ニ因リテ消滅シタル組合又ハ分割後存続スル組合ノ權利義務ノ一部ヲ承繼ス

前項ノ規定ニ依リ承繼スル權利義務ノ限度ハ分割ノ議決ト共ニ之ヲ議決シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ  
第六十二條 組合ノ合併又ハ分割ノ認可ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ合併又ハ分割ニ因リテ成立又ハ消滅シタル組合及合併又ハ分割後存続スル組合ニ付左ノ事項ヲ告示スヘシ

一 組合ノ名稱

二 事務所ノ所在地

三 組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地

四 認可ノ年月日

第六十三條 第十六條乃至第十八條ノ規定ハ合併又ハ分割ニ因リテ成立シタル組合ニ付之ヲ準用ス

合併又ハ分割ノ際其ノ合併又ハ分割シタル組合ノ理事タリシ者カ合併又ハ分割ニ因リテ成立シタル組合ノ組合員タル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ事業主ノ行フヘキ職務ハ其ノ理事タリシ者之ヲ行フ

第六十四條 組合解散ヲ爲サムトスルトキハ組合會ニ於テ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ議決シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十五條 組合ハ被保險者タル組合員ナキニ至ルモ其ノ欠缺カ一時的ナル場合ニ於テハ解散スルコトナシ

第六十六條 組合解散シタルトキハ内務大臣ハ第六十二條ノ例ニ依リ之ヲ告示フヘシ

第六十七條 組合ノ設立アル事業ヲ増減セムトスルトキハ編入又ハ削除セラルヘキ事業ノ事業主ノ全部及其ノ事業ニ使用セラルル被保險者ノ二分ノ一以上ノ同意アルコトヲ要ス

編入ハ又ハ削除セラルヘキ事業ニ以上アル場合ニ於テハ前項ノ被保險者ノ同意ハ各事業ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ於テ被保險者トアルハ健康保險法第十四條第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ト同時ニ事業編入ニ關スル規約變更ノ認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者トス

第六十八條 第五十七條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十九條 事業ノ削除ヲ爲ス場合ニ於テハ削除後ニ於テモ組合ノ被保險者タル組合員ノ員數ハ常時三百人以上タルヘキコトヲ要ス

第七十條 組合カ第六十七條ノ同意ヲ求メムトスルトキハ事業ノ編入ノ場合ニ在リテハ第十一條各號ニ掲クル事項ヲ記載シタル書面ヲ、事業ノ削除ノ場合ニ在リテハ削除ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ編入又ハ削除ニ因リ組合員タル資格ヲ取得又ハ喪失スヘキ者ノ全部ニ送附スヘシ

#### 第六節 組合ノ監督

第七十一條 内務大臣ハ組合會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

組合會解散ノ場合ニ於テハ一月以内ニ議員ノ選定及選舉ヲ爲スヘシ

第七十二條 健康保險法第三十九條ノ規定ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間組合ノ役員タルコトヲ得ス  
第七十三條 第二十三條第三項、第三十九條、第四十五條第一項、第四十九條、第五十一條、第五十三條第四項、第五十四條及第五十五條ニ於テ監督官廳トアルハ社會局長官トス

### 第四章 保險給付

第七十四條 健康保健法第四十三條第一項ノ療養ノ給付ノ範圍左ノ如シ

#### 一 診察

二 藥劑又ハ治療材料ノ支給

三 處置、手術其ノ他ノ治療

四 看護

五 被保險者ノ移送

前項第三號ノ給付ハ緊急ノ場合其ノ他保險者必要アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ニ要スル費用一回二十圓ヲ以テ限度トス

第一項第四號及第五號ノ給付ハ保險者必要アリト認ムル場合ニ於テ爲スモノニ限ル

第七十五條 前條第一項第一號乃至第三號ノ給付ニ付テハ被保險者ハ保險者ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師中自己ノ選定シタル者ニ付キ之ヲ受クルコトヲ得但シ健康保險法第四十三條第三項ノ規定ニ依リ病院ニ收容セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

被保險者前項ノ規定ニ依リ醫師又ハ齒科醫師ヲ選定シタルトキハ保險者ノ承認アリタル場合ヲ除クノ外同一ノ疾病又ハ負傷ノ療養ニ付テハ之ヲ變更スルコトヲ得ス  
保險者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ前項ノ承認ヲ拒ムコトヲ得ス

第七十六條 前條ニ規定スル醫師又ハ齒科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ被保險者ハ保險者ノ指定シタ



ル藥劑師中自己ノ選定シタル者ニ就キ藥劑ヲ受クルコトヲ得

第七十七條 左ノ場合ニ於テハ健康保險法第四十四條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

一 保險者ニ於テ療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルトキ

二 被保險者カ保險者ノ承認ヲ受ケ其ノ指定セサル醫師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ被保險者ノ申請アリタルトキ

三 被保險者カ緊急ノ場合ニ於テ保險者ノ指定セサル醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ手當ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ被保險者ノ申請アリタルトキ

健康保險組合ハ前項各號ノ外規約ヲ以テ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得ル場合ヲ定ムルコトヲ得

第七十八條 前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ノ給付ヲ爲ス場合ニ要スル額ヲ標準トシテ保險者之ヲ定ム

第七十九條 病院ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スヘキ傷病手當金ハ左ノ額トス

一 主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキ場合

標準報酬日額ノ百分ノ二十

二 前號ニ掲クル者二人以内ナル場合

標準報酬日額ノ百分ノ四十

三 第一號ニ掲クル者三人以上ナル場合

標準報酬日額ノ百分ノ六十

第八十條 出産手當金ハ被保險者カ分娩ノ日前二十八日、分娩ノ日以後四十二日以内ニ於テ勞務ニ服セザリシ期間之ヲ支給ス

分娩ノ日カ其ノ豫定日ヨリ後レタルトキハ保險者ハ前項ノ分娩ノ日前ノ期間ヲ七日以内延長スルコトヲ得

第八十一條 産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者ニ對シ支給スヘキ分娩費ノ額ハ十圓トス産院ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スル出産手當金ニ付テハ第七十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十二條 分娩ニ關スル保險給付ハ分娩前一年内ニ於テ百八十日以上被保險者タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲サス但シ九十日以上被保險者タリシ者ニ對シテハ分娩費ヲ支給シ又ハ助産ノ手當ヲ爲ス

第八十三條 分娩ノ前後ニ保險者ニ變更アリタル場合ニ於テ各保險者ノ分娩ニ關スル保險給付ニ要スル

費用ノ分擔額ハ其ノ給付ヲ受クル者カ分娩ノ豫定日前二百八十日目ヨリ分娩ノ日以後四十二日迄ノ期間ニ於テ被保險者タリシ期間ノ割合ニ應シテ之ヲ算定ス

第八十四條 被保險者タリシ者分娩ニ關スル保險給付ヲ受クルニハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後百八十日以内ニ分娩シタルコトヲ要ス

第八十五條 疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ期間傷病手當金又ハ出産手當金ヲ支給セス但シ其ノ受クルコトヲ得ヘキ報酬ノ項カ傷病手當金又ハ出産手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

第八十六條 前項ニ掲クル者其ノ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ全部又ハ一部ニ付其ノ全額ヲ受クルコト能ハサリシトキハ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全額、其ノ一部ヲ受クルコト能ハサリシ場合ニ於テ受ケタル額カ傷病手當金又ハ出産手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ額ト傷病手當金又ハ出産手當金トノ差額ヲ支給ス但シ前條但書ノ規定ニ依リ傷病手當金又ハ出産手當金ノ一部ヲ受ケタルトキハ其ノ額ヲ支給額ヨリ控除ス

第八十七條 健康保險法第六十二條第二項ニ掲クル者ニ對シ支給スヘキ傷病手當金ニ付テハ第七十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十八條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ニ對シテハ保險者ハ百八十日以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スヘキ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行爲アリタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ決定ハ保險者ニ於テ其ノ事實ヲ知リタルトキ遲滞ナク之ヲ爲シ本人ニ通知スヘシ

被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ拘ラス傷病手當金ヲ支給ス

前項ノ給付ヲ爲シタル期間ハ第一項ノ百八十日ノ期間ノ計算ニ付テハ之ヲ算入セス

第八十九條 傷病手當金及出産手當金ハ少クトモ毎月二回一定ノ期日ニ之ヲ支給スヘシ但シ毎月一回報酬ノ支拂ヲ受クル被保險者ニ付テハ毎月一回其ノ報酬支拂ノ日ニ於テ之ヲ支給スルコトヲ得  
療養費、埋葬料及分娩費ハ其ノ都度之ヲ支給スヘシ健康保險法第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ニ付亦同シ

## 第五章 費用ノ負擔

第九十條 健康保險組合ニ對シ交付スル國庫負擔金ニ付テハ概算拂ヲ爲スコトヲ得

前項ノ概算拂ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ムヘシ

第九十一條 健康保險法第七十條第一項ノ規定ニ依ル國庫負擔金算定ノ基礎タル保險給付ニ要スル費用ノ額ハ療養ノ給付、産院收容及助産ノ手當ニ直接要シタル金額並傷病手當金、出産手當金、分娩費、埋葬料、療養費及健康保險法第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給額ノ合算額トシ毎年之ヲ計算ス但シ同法第四十八條ノ規定ニ依ル療養ノ給付ニ直接要シタル金額及同法第五十九條第一項ノ規定ニ依ル傷病手當金又ハ出産手當金ノ支給額ハ之ヲ算入セス

前項ノ療養ノ給付、産院收容又ハ助産ノ手當ニ要シタル器具、機械、建築物其ノ他ノ施設ニシテ其ノ効用二年以上ニ亘ルモノニ付テハ之ニ要シタル費用ヲ其ノ施設ノ豫定使用年數ニ應シ各年均等ニ分割シテ之ヲ計算ス

第九十二條 健康保險法第七十條第二項ニ規定スル被保險者ノ員數ハ其ノ年度内ノ各月末ニ於ケル被保險者ノ總數ノ平均數トス

第九十三條 健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ノ總額カ被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超ユル場合ニ於テ各健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ノ額ハ健康保險法第七十條第二項ノ國庫負擔金ノ總額

ノ限度ニ於テ各健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ額ニ應シ内務大臣之ヲ定ム

第九十四條 保險料額ハ一日ニ付各被保險者ノ標準報酬日額ニ保險料率ヲ乘シテ得タル額トス

第九十五條 保險料率ハ保險者之ヲ定ム

保險料率ハ各被保險者ニ付同一ナルコトヲ要ス但シ性質上事故多キ業務ニ使用セララル被保險者ニ付テハ其ノ業務ノ種類ニ從ヒ異ナル保險料率ヲ定ムルコトヲ得

第九十六條 性質上事故多キ業務ニ使用セララル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ内務大臣ハ事業主ノ負擔スヘキ割合ヲ保險料額ノ三分ノ二迄増加スルコトヲ得

第九十七條 第五條ノ規定ニ依リ算定シタル報酬日額五十五錢未満ノ報酬ヲ受タル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ事業主ノ負擔額ハ報酬日額五十五錢以上六十五錢未満ノ報酬ヲ受タル被保險者ニ關スル保險料ニ付事業主ノ負擔スヘキ額ト同額トス但シ其ノ額カ保險料ノ全額ヲ超過スル場合ニ於テハ事業主ノ負擔額ハ保險料ノ全額トス

第九十八條 事業主ハ被保險者ニ對シ金錢ヲ以テ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スヘキ前月分ノ保險料ヲ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

事業主ハ被保險者カ其ノ事業ニ使用セラレサルニ至リタルトキニ限り前項ノ規定ニ拘ラス報酬支拂ノ

際ニ於テ被保險者ノ負擔スヘキ前月分及其ノ月分ノ保險料ヲ控除スルコトヲ得

第九十九條 事業主ハ保險料ノ控除ニ關スル計算書ヲ作製シ被保險者ノ請求ニ應シテ閱覽セシムヘシ

第一百條 健康保險組合ハ第九十八條又ハ前條ノ規定ニ拘ラス規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

### 第六章 審査ノ請求及訴願

#### 第一節 健康保險審査會ノ組織

第一百二條

健康保險審査會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ健康保險法第八十條及第八十二條ノ審査ヲ爲ス

第一百三條

健康保險審査會ハ第一次健康保險審査會、第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會トス

健康保險審査會ノ名稱、位置及管轄區域ハ内務大臣之ヲ定ム

第一百四條

健康保險審査會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第一百五條

第一次健康保險審査會ノ會長ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ第一百六條第一項第一號ノ委員中ヨリ内

閣ニ於テ之ヲ命ス

第二次健康保險審査會ノ會長ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内務部内ノ高等官中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第三次健康保險審査會ノ會長ハ社會局長官ヲ以テ之ニ充ツ

第一百六條 第一次健康保險審査會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 官吏、公吏又ハ學識經驗アル者 二人又ハ三人

二 被保險者ヲ使用スル事業主 二人又ハ三人

三 被保險者 二人又ハ三人

第二次健康保險審査會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 官吏、公吏又ハ學識經驗アル者 三人

二 被保險者ヲ使用スル事業主 三人

三 被保險者 三人

第三次健康保險審査會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 官吏、公吏又ハ學識經驗アル者 五人

二 被保險者ヲ使用スル事業主 五人

三 被保險者

五人

第一項ノ委員ニ付テハ同項各號ニ該當スル者各同數タルコトヲ要ス

第一百七條 健康保險署ノ職員ハ健康保險審査會ノ委員タルコトヲ得ス

健康保險審査會ノ委員ハ他ノ健康保險審査會ノ委員ヲ兼スルコトヲ得ス

第一百八條 第一次健康保險審査會ノ委員ハ内務大臣之ヲ命シ第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會ノ委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第一百九條 委員ノ任期ハ官吏又ハ公吏トシテ委員タル者ヲ除クノ外三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

第一百十條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル

會長事故アルトキハ會長ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第一百十一條 健康保險審査會ニ幹事ヲ置ク

第一次健康保險審査會ノ幹事ハ健康保險署ノ職員中ヨリ内務大臣之ヲ命シ第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會ノ幹事ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内務部内ノ高等官中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス  
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第一百十二條 健康保險審査會ニ書記ヲ置ク

第一次健康保險審査會ノ書記ハ健康保險署ノ判任官中ヨリ、第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會ノ書記ハ社會局ノ判任官中ヨリ内務大臣之ヲ命ス  
書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二節 健康保險審査會ノ審査手續

第一百十三條 審査ハ保險給付ニ關スル決定又ハ保險料其ノ他健康保險法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分ヲ爲シタル健康保險者又ハ健康保險組合ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル健康保險審査會ニ於テ之ヲ爲ス

第一百十四條 審査ハ委員定數ノ半數以上出席シ且第六條第一項乃至第三項各號ノ委員各一人以上出席スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ同一ノ事件ニ付招集再回ニ及フ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第一百十五條 審査ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第一百十六條 審査ハ文書ニ就キ之ヲ爲ス但シ必要アリト認ムルトキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ妨ケス  
前項但書ノ規定ニ依リ口頭審問ヲ爲ス爲出頭ヲ命セラレタル場合ニ於テ己ムコトヲ得サル事故ノ爲出

頭スルコトヲ得サルトキハ當事者ハ其ノ法定代理人、親族又ハ同居者ヲシテ代リテ出頭セシムルコトヲ得

口頭審問ノ爲出頭シタル當事者及之ニ代リテ出頭シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ旅費ヲ給スルコトヲ得

第十七條 審査ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ事件カ審査ノ請求ヲ爲スヘカラサルモノナルトキ又ハ

審査ノ請求カ適法ノ手續ニ違反シタルモノナルトキハ健康保險審査會ハ決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ

審査ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ事件カ管轄違ナルトキハ之ヲ所轄健康保險審査會ニ移送スヘシ

審査ノ請求ニシテ手續ノ方式ニ欠缺アルモノハ健康保險審査會之ヲ補正セシムヘシ

第十八條 審査ハ之ヲ公開セス但シ口頭審問ハ之ヲ公開ス

口頭審問ヲ爲ス場合ニ於テ議長必要アリト認ムルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス傍聽ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

第十九條 保險官署ノ職員其ノ他關係官吏ハ健康保險審査會ノ請求ニ依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ會議ニ

出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十條 事件ノ一部カ審査ノ決定ヲ爲スニ熟スルトキハ其ノ部分ニ付先ツ決定ヲナスコトヲ得

第二十一條 審査ノ決定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十二條 審査請求人審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ其ノ承繼人ニ於テ審査請求手續ヲ受繼クモノトス

第二十三條 本節ニ規定スルモノノ外審査ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

### 第三節 雜 則

第二十四條 健康保險法第八十一條ニ於テ保險官署又ハ健康保險組合ヲ監督スル保險官署トアルハ社會局長官トス

第二十五條 健康保險法第八十一條ノ規定ニ依ル訴願ニ關シテハ健康保險組合ヲ訴願法ノ規定ニ依ル行政廳ト見做ス

### 附 則

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際ニ限リ第四條第一項但書中資格ヲ取得シタル日ノ現在トアルハ大正十五年十一月一日ノ現

在トス但シ大正十五年十一月二日以後ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
政府ノ事業ニ使用セラルル官吏又ハ待遇官吏ニ付テハ當分ノ内内務大臣ハ之ヲ健康保險ノ被保險者ト爲  
ササルコトヲ得

### 三 健康保險法施行規則

(大正十五年七月一日)  
(内務省令第三十六號)

#### 第一章 總 則

第一條 政府ノ管掌スル保險ハ健康保險法第十三條又ハ同法第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ其  
ノ被保險者ノ使用セラルル工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル健康保險署ニ於テ、同法第二十條ノ規  
定ニ依ル被保險者ニ付テハ其ノ被保險者ノ住所地ヲ管轄スル健康保險署ニ於テ之ヲ掌ル

第二條 被保險者同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラルル場合ニ於テ保險者二以上アルトキ又ハ其ノ使用セ  
ラルル工場若ハ事業場ノ所在地カ異リタル健康保險署ノ管轄區域ニ屬スルトキハ被保險者ハ其ノ屬ス  
ヘキ健康保險署又ハ健康保險組合ヲ定メ其ノ旨ヲ其ノ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ  
健康保險署長又ハ健康保險組合前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ關係アル健康保險署長又ハ健康保險組合  
ニ之ヲ通知スヘシ

第三條 事業主ハ毎年六月一日現在ニ依リ被保險者ノ報酬日額算定ノ基礎ヲ様式第一號ニ依リ同月十日  
迄ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第四條 被保險者ノ報酬ニ著シキ増減アリタルトキハ事業主ハ様式第一號ニ準シ遲滞ナク其ノ旨ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第五條 前二條、第十條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ健康保險署長又ハ健康保險組合ハ被保險者ノ標準報酬ヲ決定シ遲滞ナク之ヲ事業主ニ通知スヘシ標準報酬ヲ變更シタルトキ亦同シ

事業主前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ被保險者ニ告知スヘシ

第六條 保險官署ノ官吏又ハ吏員保險事故ノ生シタル作業ノ場所ニ臨檢スル場合ニ於テハ様式第二號ニ依ル臨檢証ヲ携帯スヘシ

第七條 健康保險法施行令第九十九條ノ規定ニ依ル保險料ノ控除ニ關ヘル計算書ハ様式第三號ニ依リ作製シ工場又ハ事業場毎ニ之ヲ備フヘシ

第八條 事業主ハ保險ニ關スル書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存スヘシ

第九條 保險者ニ於テ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲ニ爲スコトヲ得ル施設左ノ如シ

- 一 保健ニ關スル宣傳
- 二 傷病ノ豫防ニ關スル施設

- 三 健康診斷ニ關スル施設
- 四 保養ニ關スル施設

## 第二章 被保險者

第十條 被保險者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ事業主ハ様式第四號ニ依リ五日以内ニ之ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者アルトキハ事業主ハ様式第五號ニ依リ五日以内ニ之ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第十一條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者カ同法第十三條若ハ同法第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキハ事業主ハ様式第四號ニ準シ五日以内ニ之ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第十二條 被保險者同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラルルトキハ其ノ各業務ニ付左ニ掲クル事項ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

- 一 事業主ノ氏名及住所



二 工場又ハ事業場ノ名稱及所在地

第十三條 健康保險法第十四條第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ同條第二項ノ規定ニ依ル同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類ヲ添附スヘシ

一 事業ノ名稱及種類

二 工場又ハ事業場ノ名稱所在地及種類

三 被保險者ト爲ルヘキ者ノ員數

健康保險法第十四條第一項ノ認可申請ト同時ニ其ノ事業ニ付健康保險組合ノ設立又ハ事業ノ編入ニ關スル規約變更ノ認可申請アル場合ニ於テハ前項ノ申請書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第十四條 健康保險法第十九條第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ同條第二項ノ規定ニ依ル同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類ヲ添附スヘシ

一 事業ノ名稱及種類

二 工場又ハ事業場ノ名稱、所在地及種類

三 被保險者ノ員數

四 組合ノ設立アル場合ニ於テハ其ノ組合ノ名稱及所在地並其ノ組合カ解散スヘキモノナルトキハ其

ノ旨

第十五條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依リ繼續シテ被保險者ト爲ルコトノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ未タ被保險者證ヲ返納セサル者ニ在リテハ之ヲ添附スヘシ

一 住所

二 資格喪失ノ年月日

三 従前ノ標準報酬日額

四 資格喪失後繼續シテ保險給付ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル年月日

五 健康保險法施行令第十條ノ期限經過後申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ事由

第十六條 健康保險法第二十一條ニ規定スル猶豫期間ハ健康保險法施行令第百條ニ規定スル納付期日經過後十日トス

第十七條 被保險者健康保險法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當シ又ハ該當セサルニ至リタルトキハ事

業主ハ左ニ掲クル事項ヲ五日以内ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

一 被保險者ノ氏名

二 被保險者證ノ記號及番號

三 該當ノ事實及該當シ又ハ該當セサルニ至リタル年月日  
健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者又ハ被保險者ノ資格喪失後保險給付ヲ受クル者健康保險法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當シ又ハ該當セサルニ至リタルトキハ其ノ者ニ於テ前項ノ例ニ依リ之ヲ届出ツヘシ

第十八條 事業主ニ變更アリタルトキハ事業主及事業主タリシ者連署ヲ以テ左ニ掲クル事項ヲ五日以内ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

- 一 事業ノ種類及新舊名稱
- 二 工場又ハ事業場ノ所在地及新舊名稱
- 三 變更ノ年月日及事由
- 四 事業主及事業主タリシ者ノ氏名及住所  
事業ノ一部ニ付事業主ノ變更アリタル場合ニ於テハ前項各號ノ外被保險者ノ氏名並被保險者證ノ記號及番號ヲ届出ツヘシ

第十九條 工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル工場カ其ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキハ事業主ハ其ノ工場ノ名稱及所在地並適用ヲ受ケサルニ至リタル年月日及事由ヲ五日以内ニ健康保險署長又ハ健康保

險組合ニ届出ツヘシ

第二十條 左ノ掲クル事項ニ變更アリタルトキハ事業主ハ變更ノ事項及年月日ヲ五日以内ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

- 一 事業ノ名稱又ハ種類
- 二 事業主ノ氏名又ハ住所
- 三 工場又ハ事業場ノ名稱、所在地又ハ種類
- 四 被保險者ノ氏名又ハ業務ノ種類

第二十一條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者其ノ氏名又ハ住所ヲ變更シタルトキハ變更ノ事項及年月日ヲ五日以内ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ  
被保險者健康保險署ノ管轄區域ニ涉リ住所ヲ變更シタルトキハ前項ノ届出ハ各健康保險署長ニ對シ之ヲ爲スヘシ

第二十二條 第十條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ健康保險署長又ハ健康保險組合ハ其ノ被保險者ノ被保險者證ノ記號及番號ヲ遲滞ナク事業主ニ通知スヘシ其ノ記號及番號ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二十三條 健康保險署長又ハ健康保險組合ハ様式第六號ニ依ル被保險者證ヲ被保險者ニ交付スヘシ但シ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共濟組合ノ組合員タル被保險者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

被保險者證ノ第一回ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ被保險者ハ遲滞ナク之ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ提出シテ其ノ改訂ヲ受クヘシ

被保險者證ヲ滅失若ハ毀損シタルトキ又ハ被保險者證ニ餘白ナキニ至リタルトキハ被保險者ハ遲滞ナク被保險者證ヲ添ヘ(滅失ノ場合ヲ除ク)其ノ旨ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

被保險者其ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ其ノ保險者ニ變更アリタルトキハ其ノ被保險者證ヲ十日以内ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ返納スヘシ但シ資格喪失後引續キ保險給付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日ヨリ十日以内ニ返納スヘシ

前項ノ資格喪失ノ原因死亡ナルトキハ埋葬料又ハ健康保險法第四十九條第二項若ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受クヘキ者ニ於テ其ノ請求ノ際被保險者證ヲ返納スヘシ

## 第三章 健康保險組合

第二十四條 健康保險組合設立ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ但シ健康保險法第三十二條ノ規定ニ依リ組合設立ノ認可申請ヲ爲ス場合ニ於テハ第五號及第六號ノ書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

一 規約

二 事業計畫書

三 保険料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面

四 初年度ノ収入支出ノ豫算

五 健康保險法施行令第十一條ノ書面ノ寫(被保險者ニ送付ノ年月日ヲ記載スルコト)

六 組合ノ設立ニ付健康保險法第二十九條第一項ノ同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類

第二十五條 健康保險法又ハ之ニ基ク命令ノ規定ニ依リ組合ニ於テ監督官廳ノ認可ヲ受クヘキ事項カ組合會ノ議決ヲ經タルモノナルトキハ申請書ニ其ノ會議録ノ寫ヲ添附スヘシ

認可申請ヲ爲スヘキ事項カ健康保險法施行令第四十條ノ規定ニ依リ理事專決シタルモノナルトキハ申請書ニ專決ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

第二十六條 組合合併ノ認可申請書ニハ合併スル各組合ノ名稱及被保險者ノ員數並合併後存續スル組合

- 又ハ合併ニ因リテ成立スル組合ノ名稱ヲ記載シ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ
- 一 合併後ニ於ケル事業計畫書
  - 二 認可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル各組合ノ財産目録
  - 三 合併ニ因リテ成立スル組合アル場合ニ於テハ其ノ組合ノ規約、保険料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面並初年度ノ収入支出ノ豫算
- 合併後存続スル組合アル場合ニ於テハ合併ニ伴フ規約變更ノ認可申請ハ合併ノ認可申請ト同時ニ之ヲ爲スヘシ
- 第二十七條 組合分割ノ認可申請書ニハ分割スル組合、分割後存続スル組合及分割ニ因リテ成立スル組合ノ名稱及被保険者ノ員數ヲ記載シ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ
- 一 分割後ニ於ケル各組合ノ事業計畫書
  - 二 認可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル分割スル組合ノ財産目録
  - 三 分割ニ因リテ成立スル組合ノ承継スル權利義務ノ限度ヲ示シタル書面
  - 四 分割ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保険料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面並ニ初年度ノ収入支出ノ豫算

前條第二項ノ規定ハ分割後存続スル組合ノ分割ニ伴フ規約變更ノ認可申請ニ之ヲ準用ス

第二十八條 組合解散ノ認可申請書ニハ解散スル組合ノ名稱及被保険者ノ員數ヲ記載シ認可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル財産目録ヲ添附スヘシ

第二十九條 被保険者タル組合員常時ナキニ至リタル爲組合解散シタルトキハ其ノ事由、組合ノ名稱及解散ノ年月日ヲ理事タリシ者ニ於テ遅滞ナク内務大臣ニ届出ツヘシ

前項ノ届書ニハ解散ノ日ノ現在ニ依リ調製シタル財産目録ヲ添附スヘシ

第三十條 組合ノ設立アル事業ノ編入又ハ削除ニ關スル規約變更ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

- 一 規約變更後ニ於ケル事業計畫書
- 二 健康保險法施行令第七十條ノ書面ノ寫（被保険者ニ送付ノ年月日ヲ記載スルコト）
- 三 事業ノ編入又ハ削除ニ付健康保險法施行令第六十七條第一項ノ同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類

第三十一條 組合合併又ハ分割シタル場合ニ於テハ理事又ハ理事タリシ者ハ其ノ組合員タリシ被保険者ノ保險ヲ管掌スル組合ノ理事ニ對シ遅滞ナク其ノ事務ノ引繼ヲ爲スヘシ

事務引繼完了シタルトキハ引繼ヲ爲シタル者及引繼ヲ受ケタル者連署ノ上完了ノ日ヨリ五日以内ニ其ノ旨ヲ社會局長官ニ届出ツヘシ

第三十二條 前條ノ規定ハ組合解散シタル場合及組合其ノ組合ノ設立アル事業ヲ削除シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十三條 組合會ノ會議録ニハ議長及出席議員二人以上之ニ署名スヘシ

第三十四條 收入支出ノ豫算ハ様式第七號ニ依リ之ヲ調製シ毎年二月末日迄ニ認可申請ヲ爲スヘシ

第三十五條 保険料率ノ認可申請書ニハ計算ノ基礎ヲ示シタル書面ヲ添附スヘシ

第三十六條 決算ハ様式第七號ニ依リ事業報告ハ様式第八號ニ依リ年度經過後三月内ニ之ヲ調製シ次ノ組合會ノ認定ニ付スヘシ

決算及事業報告ハ組合會ノ認定ヲ經タル後遲滞ナク之ヲ社會局長官ニ届出ツヘシ

前二項ノ規定ニ依リ事業報告ヲ組合會ノ認定ニ付シ又ハ社會局長官ニ届出ツル場合ニ於テハ之ヲ年度末現在ニ依リ調製シタル財産目錄ヲ添附スヘシ

第三十七條 財産目錄ハ様式第九號ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第三十八條 組合ハ事業報告ニ付組合會ノ認定ヲ經タルトキハ年度末現在ニ依リ調製シタル財産目錄ト

共ニ之ヲ公示スヘシ

第三十九條 組合ハ第三十六條ノ規定ニ依リ事業報告ヲ調製シタルトキハ遲滞ナク之ヲ社會局長官ニ報告スヘシ

第四十條 組合ハ様式第十號ニ依リ毎月ノ事業狀況ヲ翌月十五日迄ニ社會局長官ニ報告スヘシ

第四十一條 組合原簿ハ様式第十一號ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第四十二條 組合ハ被保險者臺帳、歳入簿、歳出簿及現金出納簿ヲ備フヘシ

前項ノ帳簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第四十三條 組合ニ於テ組合員ノ權利義務ニ關スル規定ヲ定メ又ハ改廢シタルトキハ遲滞ナク之ヲ社會局長官ニ報告シ且組合員ニ周知セシムヘシ

第四十四條 議員又ハ理事就職シタルトキハ組合ハ様式第十二號ニ依リ遲滞ナク之ヲ社會局長官ニ届出ツヘシ

議員又ハ理事退職若ハ死亡シタルトキ又ハ理事長就職、退職若ハ死亡シタルトキハ組合ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ社會局長官ニ届出ツヘシ

## 第四章 保險給付

第四十五條 被保險者療養ノ給付ヲ受ケムトスルトキハ保險者ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師（以下保險醫ト稱ス）ニ之ヲ申出ツヘシ

前項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テハ被保險者ハ被保險者證ヲ其ノ保險醫ニ提出スヘシ但シ己ムヲ得サル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク被保險者證ヲ其ノ保險醫ニ提出スヘシ

健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共濟組合ノ組合員タル被保險者第一項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テ共濟組合ヨリ其ノ年又ハ其ノ前年ニ於テ給付ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ給付ノ内容及期間ヲ證スル書面ヲ、給付ヲ受ケサル者ニ在リテハ共濟組合ノ組合員タル被保險者ナルコトヲ證スル書面ヲ被保險者證ニ代ヘ提出スヘシ此ノ場合ニ於テハ前項但書ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テ疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ被保險者ハ之ニ關スル事業主ノ證明書ヲ提出スヘシ

健康保險法第四十八條第一項ノ規定ニ依リ繼續シテ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得ル者療養ノ給付ヲ受ケムトスルトキハ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得ルモノナルコトヲ保險者ニ於テ承認シタル書面ヲ提示シ

テ之ヲ保險醫ニ申出ツヘシ

第四十六條 保險醫被保險者ニ對シ療養ヲ爲ササルニ至リタルトキハ遲滞ナク被保險者證又ハ前條第三項ノ書面ヲ被保險者ニ返還スヘシ但シ其ノ被保險者死亡シタルトキハ埋葬料又ハ健康保險法第四十九條第二項若ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受クヘキ者ニ之ヲ返還スヘシ

保險醫前項ノ規定ニ依リ被保險者證又ハ前條第三項ノ書面ヲ返還スルトキハ被保險者證ノ第二面ニ掲クル事項ヲ之ニ記載スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ保險醫第四十七條第一項ノ規定ニ依リ療養證明書ヲ交付シタルモノナルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラス其ノ療養證明書ノ全部返納アリタルトキ被保險者證又ハ前條第三項ノ書面ヲ返還スヘシ但シ保險醫變更ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四十七條 保險醫ノ療養ヲ受クル被保險者同時ニ他ノ保險醫ニ就キ療養ヲ受クルノ必要アルトキハ被保險者證又ハ第四十五條第三項ノ書面ヲ保管スル保險醫ニ就キ様式第十三號ニ依ル療養證明書ノ交付ヲ受クヘシ

前項ノ療養證明書ハ之ヲ被保險者證ト看做シ前二條ノ規定ヲ適用ス

被保險者保險醫ヨリ療養證明書ノ返還ヲ受ケタルトキハ之ヲ交付シタル保險醫（保險醫變更ノ場合ニ

於テハ變更後ノ保險醫ニ遲滞ナク返納スヘシ

第四十八條 被保險者保險醫變更ノ爲被保險者證、第四十五條第三項ノ書面又ハ療養證明書ノ返還ヲ受ケムトスルトキハ保險醫變更ニ付健康保險署長又ハ健康保險組合ノ承認アリタルコトヲ證スル書面ヲ當該保險醫ニ提示スヘシ

第四十九條 被保險者ノ療養ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險醫ハ健康保險署長又ハ健康保險組合ノ承認ヲ受ケ他ノ保險醫ノ診療ヲ求ムルコトヲ得

緊急ノ必要アリト認ムルトキハ保險醫ハ前項ノ規定ニ拘ラス直ニ他ノ保險醫ノ診療ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ診療後遲滞ナク其ノ事由ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ報告スヘシ

第五十條 被保險者ニ對シ處方箋ヲ交付スル場合ニ於テハ保險醫ハ處方箋ニ其ノ使用期間ノ開始及終了ノ年月日ヲ記載スヘシ

第五十一條 保險醫ノ療養ヲ受クル被保險者處方箋ニ依リ藥劑ノ支給ヲ受ケムトスルトキハ其ノ處方箋ヲ交付シタル保險醫ニ就キ療養證明書ノ交付ヲ受クヘシ但シ保險醫處方箋ノ交付ト同時ニ療養ヲ爲ササルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

被保險者保險者ノ指定シタル藥劑師(以下保險藥劑師ト稱ス)ニ就キ處方箋ニ依リ藥劑ノ支給ヲ受ケ

ムトスルトキハ被保險者證、第四十五條第三項ノ書面又ハ療養證明書ヲ提示スヘシ

被保險者ニ對シ藥劑ノ支給ヲ爲シタルトキハ保險藥劑師ハ被保險者證、第四十五條第三項ノ書面又ハ療養證明書ニ第四十六條第二項ノ規定ニ準シ必要ナル記載ヲ爲スヘシ

第五十二條 療養ノ給付ヲ受クル疾病又ハ負傷カ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ被保險者ハ其ノ事實、第三者ノ氏名及住所(氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨)竝疾病又ハ負傷ノ狀況ヲ遲滞ナク健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第五十三條 被保險者健康保險法施行令第七十七條第一項第一號ノ規定ニ依リ療養費ノ支給ヲ受ケムトスルトキハ左ニ掲クル事項ヲ届出ツヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
- 二 發病又ハ負傷ノ年月日及原因
- 三 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナリヤ否ヤノ別
- 四 疾病又ハ負傷ノ經過
- 五 療養ノ給付ヲ受クルコト困難ナル事由
- 六 疾病又ハ負傷カ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ其ノ事實並第三者ノ氏名及住所(氏名又ハ住

所不詳ナルトキハ其ノ旨

疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ之ニ關スル事業主ノ證明書ヲ前項ノ届書ニ添附スヘシ

被保險者特別ノ事情ニ因リ前項ノ證明書ヲ受クルコトヲ得サルトキハ届書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五十四條 健康保險法施行令第七十七條第一項第二號ノ承認ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 前條第一項第一號乃至第四號及第六號ニ掲クル事項
  - 二 診療ヲ受ケムトスル醫師又ハ齒科醫師ノ氏名及住所並其ノ診療ヲ受ケムトスル事由
- 前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十五條 健康保險法施行令第七十七條第一項第二號ノ療養費支給ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
- 二 診療ノ内容及期間
- 三 診療ニ要シタル費用ノ額

四 診療ヲ受ケサルニ至リタルトキハ其ノ事由

前項ノ申請書ニハ診療ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證憑書類ヲ添附スヘシ

第五十六條 健康保險法施行令第七十七條第一項第三號ノ療養費支給ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 第五十三條第一項第一號乃至第四號及第六號ニ掲クル事項
- 二 手當ヲ受ケタル醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ氏名及住所
- 三 手當ノ内容及期間
- 四 手當ニ要シタル費用ノ額
- 五 緊急ナリシコトノ事由

第五十三條第二項及前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十七條 傷病手當金支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 被保險者ノ記號及番號
- 二 發病又ハ負傷ノ年月日及原因
- 三 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナリヤ否ヤノ別



- 四 勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間
  - 五 傷病手當金カ健康保險法施行令第七十九條又ハ同令第八十七條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ノ氏名、生年月及被保險者トノ續柄、收容セラレタル病院、病舎又ハ療養所ノ名稱及所在地並收容セラレタル事由、年月日及期間
  - 六 傷病手當金カ健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依ルモノナルトキハ其ノ報酬ノ額及期間
  - 七 傷病手當金カ健康保險法施行令第八十六條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ額及期間、受クルコト能ハサリシ報酬ノ額及期間並健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依リ受ケタル傷病手當金ノ額及報酬ヲ受クルコト能ハサリシ事由
  - 前項ノ請求書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ
  - 一 前項第四號ノ期間ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書及事業主ノ證明書
  - 二 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ之ニ關スル事業主ノ證明書
- 療養ノ給付ヲ受クルコト困難ナル爲療養費ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ傷病手當金支給ノ請求書ニハ前項各號ノ書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス此ノ場合ニ於テハ請求書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ
- 同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付引續キ傷病手當金ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ請

求書ニ第二項第二號ノ證明書ヲ添附スルコトヲ要セス

第五十八條 健康保險法第四十八條第一項ノ規定ニ依ル療養ノ給付ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 被保險者ノ氏名並被保險者證ノ記號及番號
- 二 療養ノ給付ヲ受ケムトスル期間
- 三 療養ニ要スル費用ノ見積額
- 四 現ニ療養ヲ受クル保險醫ノ氏名及住所
- 五 健康保險法第四十八條第一項第一號ノ場合ニ於テハ事業主ニ於テ扶助ヲ爲スヘキ義務ノ基ク法令ノ條項
- 六 健康保險法第四十八條第一項第二號ノ場合ニ於テハ擔保ノ種類、數量及價額又ハ費用ノ償還ニ付定メタル方法

第五十九條 埋葬料支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ市町村長ノ埋火葬認許證ノ寫ヲ添附スヘシ

- 一 死亡シタル被保險者ノ氏名並被保險者證ノ記號及番號

- 二 死亡ノ原因及年月日
- 三 死亡カ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ其ノ事實並第三者ノ氏名及住所（氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨）
- 四 被保險者ト請求者トノ續柄

第六十條 健康保險法第四十九條第二項又ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ市町村長ノ埋火葬認許證ノ寫及埋葬ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證憑書類ヲ添附スヘシ

- 一 前條第一號乃至第三號ニ掲クル事項
- 二 埋葬ヲ行ヒタル年月日
- 三 埋葬ニ要シタル費用ノ額

第六十一條 分娩費支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ市町村長、醫師又ハ產婆ニ於テ出産又ハ死産ノ事實ヲ證明シタル書類ヲ添附スヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
- 二 分娩ノ年月日

三 死産ナルトキハ其ノ旨

第六十二條 出産手當金支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
  - 二 分娩前ノ場合ニ於テハ分娩ノ豫定年月日、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩アリタル年月日
  - 三 勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間
  - 四 出産手當金カ健康保險法施行令第八十一條第二項ノ規定ニ依ルモノナルトキハ主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ノ氏名、生年月及被保險者トノ續柄、收容セラレタル産院ノ名稱及所在地並收容セラレタル年月日及期間
  - 五 出産手當金カ健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依ルモノナルトキハ其ノ報酬ノ額及期間
  - 六 出産手當金カ健康保險法施行令第八十六條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ額及期間、受クルコト能ハサリシ報酬ノ額及期間並健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依リ受ケタル出産手當金ノ額及報酬ヲ受クルコト能ハサリシ事由
- 前項ノ請求書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

- 一 前項第三號ノ期間ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書及事業主ノ説明書

二 分娩ノ豫定年月日ニ關スル醫師又ハ產婆ノ意見書

前項第二號ノ意見書ニ付テハ第五十七條第四項ノ規定ヲ準用ス

第六十三條 傷病手當金、分娩費又ハ出産手當金ノ支給ヲ受ケムトスル者カ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共濟組合ノ組合員タル被保險者ナルトキハ其ノ請求書ニ共濟組合ヨリ受クル給付ノ期間及額ヲ記載スヘシ埋葬又ハ健康保險法第四十九條第二項若ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受ケムトスル場合ニ於テ死亡シタル者カ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共濟組合ノ組合員タル被保險者ナリシトキ亦同シ

第六十四條 第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項、第六十一條及第六十二條第二項ノ規定ニ依リ醫師、齒科醫師若ハ產婆ノ意見書若ハ證明書又ハ事業主若ハ市町村長ノ證明書ヲ添付スヘキ場合ニ於テ保險給付ノ請求書ニ相當ノ記載ヲ受ケタルトキハ意見書又ハ證明書ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

第六十五條 保險給付ノ請求ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項、第六十一條及第六十二條第二項ノ規定ニ依リ請求書ニ添附スヘキ書類ハ請求ノ際之ヲ提出スヘシ但シ

保險者ニ於テ其ノ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十六條 保險給付ヲ受ケムトスル者ヨリ第四十五條第四項、第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項及第六十二條第二項ノ規定ニ依ル證明書ヲ求メラレタルトキハ事業主ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス第六十四條ノ規定ニ依ル證明ノ記載ヲ求メラレタルトキ亦同シ

第六十七條 健康保險組合ハ其ノ管掌スル保險ノ給付ニ關スル手續ニ付第四十五條乃至第六十二條ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第六十八條 政府ノ管掌スル保險ノ傷病手當金又ハ出産手當金支給期日ハ毎月十日及二十五日トス但シ毎月一回報酬ノ支拂ヲ受クル被保險者ニ付テハ毎月二十五日トス  
前項ノ期日休日ニ當ルトキハ之ヲ繰下ク

每支給期日ニ於テ支給スル傷病手當金又ハ出産手當金ハ其ノ支給期日ノ五日前迄ニ請求アリタル分トス

第六十九條 健康保險法第四十七條第二項ノ期間ハ曆年毎ニ之ヲ計算ス

第七十條 健康保險組合ニ於テ健康保險法施行令第八十八條第一項ノ決定ヲ爲シタルトキハ左ニ掲クル

事項ヲ遲滯ナク社會局長官ニ報告スヘシ

- 一 保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ノ氏名
- 二 事實
- 三 決定ノ内容
- 四 決定ノ年月日及之ヲ本人ニ通知シタル年月日

第七十一條 本章ニ於テ被保險者トアルハ被保險者ノ資格喪失後保險給付ヲ受クル者ヲ含ムモノトス

### 第五章 健康保險法第八十條ノ審査手續

第七十二條 審査ノ請求ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ第一次健康保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第七十三條 文書ヲ以テ審査ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ審査請求書ニ記名調印シ證據書類アルトキ之ヲ添附シ當該健康保險審査會ニ提出スヘシ

- 一 第一次健康保險審査會ニ對スル審査請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 審査請求人ノ氏名、住所及生年月並ニ審査請求人被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ非サルトキハ

其ノ職業及被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ關係

- 二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名並保險事故發生ノ際其ノ使用セラレタル工場又ハ事業場ノ名稱及所在地
- 三 保險給付ニ關スル處分ヲ爲シタル健康保險署又ハ健康保險組合ノ名稱
- 四 保險給付ニ關スル處分ノ通知ヲ受ケタル年月日
- 五 請求ノ事件及一定ノ申立
- 六 請求ノ理由
- 七 立證
- 八 年月日

第二次健康保險審査會ニ對スル審査請求書ニハ前項第一號、第二號及第六號乃至第八號ノ事項ノ外左ノ事項ヲ記載シ第一次健康保險審査會ノ決定書又ハ其ノ謄本ヲ添附スヘシ

- 一 第一次健康保險審査會ノ決定書ノ交付ヲ受ケタル年月日
- 二 第一次健康保險審査會ノ決定ニ對スル不服ノ程度及變更ノ申立

第七十四條 口頭ヲ以テ審査ヲ請求シタル者アルトキハ書記ハ前條第二項各號ノ事項ヲ記載シタル審査

請求調書ヲ作製シ讀聞カセタル上之ニ記名調印セシメ證據書類アルトキハ之ヲ提出セシムヘシ  
前項ノ審査請求調書ニハ之ヲ作製シタル書記署名捺印スヘシ

第七十五條 健康保險審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ保險給付ニ關スル處分ヲ爲シタル健康保險署  
又ハ健康保險組合ニ對シ審査請求書又ハ審査請求調書ノ寫ヲ送付スヘシ

健康保險署又ハ健康保險組合前項ノ審査請求書又ハ審査請求調書ノ寫ノ送付ヲ受ケタルトキハ十日以  
内ニ答辯書及證據書類ヲ當該健康保險審査會ニ提出スヘシ

第七十六條 健康保險審査會必要アリト認ムルトキハ期限ヲ指定シテ當事者交互ニ辯駁書及答辯書ヲ提  
出セシムルコトヲ得

第七十七條 審査ノ決定書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 審査請求人ノ氏名、住所及生年月
- 二 保險給付ニ關スル處分ヲ爲シタル健康保險署又ハ健康保險組合ノ名稱
- 三 決定主文
- 四 決定ノ理由
- 五 年月日

前項ノ決定書ノ原本ニハ會長署名捺印スヘシ

第七十八條 健康保險審査會ハ前條ノ決定書ノ原本ニ基キ正本副本各一通ヲ作製シ健康保險審査會ノ印  
ヲ押捺シテ遲滯ナク正本ハ之ヲ審査請求人ニ交付シ副本ハ之ヲ關係アル健康保險署又ハ健康保險組合  
ニ送付スヘシ

審査請求人ニ對シ決定書ヲ交付スルコトヲ得サルトキハ健康保險審査會ハ其ノ決定書ヲ揭示板ニ揭示  
スヘシ

前項ノ揭示アリタル後七日ヲ經過シタルトキハ決定書ノ交付アリタルモノト看做ス

第七十九條 審査請求人ハ健康保險審査會ニ對シ決定書ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

## 第六章 罰 則

第八十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ料ニ處ス

一 第三條、第四條、第十條、第十一條、第十七條第一項及第十八條乃至第二十條ノ規定ニ依ル届出  
ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者

二 第五條第二項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ告知ヲ怠リタル者

- 三 正當ノ事由ナクシテ第六十六條ノ規定ニ依ル請求ニ應セス又ハ虛偽ノ證明ヲ爲シタル者
  - 四 第七條ノ規定ニ依ル保険料ノ控除ニ關スル計算書ノ備付若ハ記載ヲ怠リ、虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ故ナク被保險者ニ對シ閱覽ヲ拒ミタル者
  - 五 第八條ノ規定ニ依ル書類ノ保存ヲ怠リタル者
- 第八十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 一 第十七條第二項、第二十一條第一項及第五十二條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者
  - 二 第二十三條第四項又ハ第五項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ返納ヲ怠リタル者
  - 三 第四十七條第三項ノ規定ニ依ル療養證明書ノ返納ヲ怠リタル者

## 附 則

第八條、第九條、第十三條乃至第十六條、第十九條、第二十一條、第二十四條乃至第四十四條、第六十七條、第八十條及第八十一條ノ規定ハ大正十五年七月一日ヨリ、第一條ノ規定ハ大正十五年十月一日ヨリ、第二條乃至第五條、第十條乃至第十二條、第十八條、第二十條、第二十二條及第二十三條ノ規定ハ大正十五年十一月一日ヨリ第六條、第七條、第十七條、第四十五條乃至第六十六條及第六十八條乃至第七十六條ノ規定ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十條第一項ノ規定ニ依ル届出ノ期間ハ第十條ノ規定施行ノ日以前ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ關シテハ第十條ノ規定施行ノ日ヨリ五日以内トス































備考

- 一 「被保険者氏名自署」欄ニハ被保険者ニ於テ其ノ氏名ヲ自署スヘシ但シ自署シ能ハサル者ハ其ノ欄ニ拇印ヲ捺捺スヘシ
- 二 「本證明書ニ依リテ爲シタル療養ノ給付」欄ノ事項ハ療養證明書ニ依リテ療養ヲ爲シタル保險醫又ハ藥劑ノ支給ヲ爲シタル保險藥劑師ニ於テ其ノ療養證明書返還ノ際記載スヘシ但シ保險藥劑師ニ在リテハ「傷病名」欄ヲ記載スルコトヲ要セス
- 三 處方箋ト共ニ交付スル療養證明書ニ在リテハ「工場又ハ事業場」、「現ニ療養ヲ爲ス傷病名」、「療養ヲ受ケムトスル疾病カ現ニ療養ヲ爲ス傷病ニ因リ發シタルモノナルトキハ現ニ療養ヲ爲ス傷病ニ付既ニ給付ヲ爲シタル日數」、「業務外ノ傷病ニ付本年内ニ於テ尙療養ノ給付ヲ受ケ得ヘキ期間ノ最終月日」ノ各欄ハ之ヲ抹消スヘシ
- 四 第四十五條第三項ノ書面ニ依リテ發行スル療養證明書ニ在リテハ「工場又ハ事業場」ノ欄ヲ「共済組合」ノ欄トシ該共済組合ノ名稱及所在地ヲ記載スヘシ

# 四 健康保険準備事項

神戸鈴木商店 西村正雄

## 緒言

健康保険法は、保険給付及び保険料徴收の條項を除くの外、來る七月一日より施行せられ、右除外事項も明十六年一月一日より施行せられる筈である。就ては強制加入の範圍に屬する箇所、即ち工場法の適用を受くる工場、及び鑛業法の適用を受くる事業場若くは工場（以下併せて事業場と畧稱す）は申すに及ばず、任意加入の範圍に屬する事業、即ち鐵道、電氣、工場法の適用を受けざる工業等の事業主に在りて、加入に決意の上は最早

### 本法施行の準備

に着手しなければならぬ。唯本法中には勅令の規定に譲りたる事項が多く、其勅令が未だ發布せられないから、細かな點に付ては、不明の點が少なくないけれども、従前救済範圍の外に置かれた普通病傷に關して、其發生率の統計を調べる等の準備事項は、一日も早く之を始めるを得策とするから、茲に法學博士森

莊三郎氏著「健康保険法解説」を参考とし差向きの準備事項に關して聊か研究を試みたいと思ふ。

## 第一 被保険者の總數

強制加入の各事業場に在りては、官私を問はず、職工鑛夫の全員は勿論、職員と雖も報酬年額千二百圓以下の者は、當然健康保険の被保険者と爲るべきものである。職員の報酬には、多分期未賞與をも加へて計算することに定められるであらう。就ては各事業場では本法施行の準備事項として、先づ常時の状態に於ける

### 被保険者の總數

を豫定し、尙女子をも使用する所では、其男女別、及び女子の中、有夫者と否との區別を豫定し置くことが必要である。

右被保険者の總數か三百人以上に達するときは、事業主は被保険者二分の一以上の同意を得て、規約を作り（民業に在りては政府の認可を受け）健康保険組合を設立することを得る。此條項に依れば、組合を設立すると否とは事業主の任意であるが、併し折角與へられた權利であるのみならず、事業主と使用人とが相共に一の組合を組織するといふことは、兩者が利害休戚を共にするの趣旨にも適ふ譯であつて、且之

を設立せざるを可とするの理由が立つことは想像出來ない。即ち右に該當する事業場にては、進んで

### 健康保険組合を設立

するの方針を立て、速に其準備事務擔任者を定め、又設立後の事務擔任者（組合理事長）の如きも、今より之を豫定して研究に従事せしめるが良い。

組合の設立に付き、被保険者の同意を求めるときは、理論上被保険者の自由である併し多くの事業場では、職工又は鑛夫に關する規則中

當所が必要ト認めテ組織スル組合集會等ニ對シテハ加入ヲ拒ムコトヲ得ズ

といふ意味の規定があるであらうから、此規定に依りて

### 同意を強ひ得る

であらう。若し此種の規定なく、而して實際上彼等が同意を拒むが如きことあらば、其れは其事業場の氣風の上に大なる缺陷があることを示す反映であるから、萬一にも其様な懸念があるならば、事業主は顧みて、今日より之が肅正を圖るべきである。

被保険者が三百人に満たざる場合、三百人以上と雖も事業主が組合を設立せざる場合、及び設立せんとするも被保険者二分の一以上の同意を得難き場合は、何れも被保険者は當然官營保險の方へ加入すること

を爲る尤も民業にして被保険者五百人以上の場合は、政府は強制的に組合の設立を命じ得る。

## 第二 報酬平均額

被保険者の総人員と共に、其報酬の總平均額が何程かといふことは

### 斯業目論見の根幹

を成すものであつて、又事業主に取りては、自家の負擔する保険料の豫算を立てる上の基礎事項である。故に人員に次では、速に此報酬總平均額に付き、大體の見當を付けて置かねばならぬ。

本法の所謂報酬とは、原則として、月給者にありては月給、日給者にありては日給其者を指すのであるが、職員に付ては前述の通り、期末賞與をも加へて計算することゝ爲るべく、又日給の支給額が、勤務時間に応じて増減する場合、賃金が稼高に依りて定められたる場合等は、既往若干期間の實收高を平均して算定し、尙又常時支給せられる手當類ある場合は、之も既往の平均額を給料に加算することに定められるであらう。其積りにて被保険者報酬月額總平均高の大體の見當を付けると共に、給料其他之に準すべきもの金額をば

### 種類別及び月別

に整理し、勅令が出たならば、其規定に従ひ、正確に且速に報酬總平均額を知り得る様、準備して置かねばならぬ。

## 第三 療養費平均額

次に必要なるは療養費の平均額である。事業場で醫局を直營して居る所では、醫員以下の給與、其他醫局の總經費を療養總延日數で割れば、一人一日の平均療養費が出る譯であつて、多少の手續を費せば、既往累年の數字を見出し得るであらう。政府の目論見では

### 平均七十五錢

といふ數字を用ひて居るが、各事業場では果して如何。尤も將來は、患者數が或程度まで増加しても、醫員以下の増員を要せず、單に消耗品費の増加を要するに止る場合もあるべく、又一部或は全部の療養を一般開業醫に托する場合は、異なりたる方法で平均額を算出せねばならぬから、夫々適當の工夫を回らすべきであらうが、要するに各事業場では、療養給付換價額の平均高に付き、大體の見當を付けて置くことが必要である。

#### 第四 事故發生率の調査

本法施行の曉は、從來事業主の負擔したる公傷病扶助は、原則上健康保險の方へ移り、唯百八十日を超えて治癒せざる場合に於て、初めて事業主の負擔に轉歸することゝ爲る。故に斯業の準備としては、各事業場は自家の

##### 公傷病發生率

を知り置くことが必要である。幸に公傷病の統計は、從來各事業場で明かに爲つて居る筈であるから、保險組合の此點に關する收支豫算は立ち易いであらう。

公傷病の統計中健康保險目論見に必要なものは、大体に於て

- (一) 被保險者百人に付一年間に於ける療養總日數
- (二) 同上休業總日數

である。依て是等の統計を整頓して置くことが必要である。

健康保險の次の目的は、公傷病にあらざる普通病傷であるが、思ふに多くの事業場では、從來普通病傷の完全なる統計は取れて居らぬであらう。併し政府の調べに依れば、被保險者總休業日數の内

##### 普通病傷は五分の四、公傷病は五分の一

といふ豫想であつて、普通病傷の統計は其價值甚だ重い。依て各事業場中普通病傷の統計の完備せざる向は、今からでも急いで其統計を取り、普通病傷發生率を知ることが必要である。

普通病傷の統計は、精しく言へば次の如き數字が入用である。

- (一) 被保險者百人に付一年間に普通病傷發生の度數
- (二) 右度數の内、休業を要するものと要せざるものとの區別
- (三) 右休業を要する度數の内、休業三日以内にて済むものと、四日以上を要するものとの區別
- (四) 四日以上を要するもの、一度に付平均休業日數
- (五) 休業を要するもの、出勤し得るに至りたる後の平均療養日數
- (六) 休業を要せざるもの、一度に付平均療養日數

多數の寄宿職工を有する工場等で、其寄宿者に對し、従前是等の統計が取れて居るならば、大体に於て通勤者にも適用し得べく、甚だ幸であるが、然らざる場合及び其他の事業場では、後れたりとも雖も今日以後

(一) 公傷病以外の休業の場合は普通病傷か否かの區別

(二) 休業せずとも雖も醫師に掛りたるときは其旨

を正確に届出でしめることを勵行すると共に、醫局ある所では、一面醫局でも普通患者に對して適當の觀察を試み、届出と相待つて、出來得るだけ前記の統計に近いものを纏めて見なければならぬ。此方法にて數ヶ月間進めば、不十分ながら大体的見當は付くであらう。

普通病傷に付て此の如き勞を要する所以は外でない。今日吾國では未だ普通病傷に關して據るべき統計が無い爲め、自家だけでも統計を取つて見なければ、保険組合の收支豫算が立たぬからである。政府の目論見では、被保險者百人に付療養日數も休業日數も同じく一年に

職工に在りては八百日

鑛夫に在りては千五百日

と見積つて居るが、其根據は明かでないけれども、普通病傷に付ては、眞に據るべき價值ある統計から出たものとは思はれない。しかのみならず、療養日數と休業日數との兩者を同數と見積りて、之を計算の根據とすることは感心出來ない。如何となれば、公傷病も普通病傷も、療養を要して休業を要せざる場合があるから、休業日數は必ず幾分か療養日數より少なかるべき筈だからである。とにかく各事業場では出來得る限り通普病傷の統計を取つて見ることが急務である。

しながら、上述の方法で得た數字は、直ちに之を

#### 健康保険收支豫算

の材料に供し得るといふ譯ではない。蓋し今日は賣藥で済ます者が、將來は療養の給付を受けることゝ爲るべく、又今日は忍んで出勤する者が將來は休業することゝ爲るべきことを想像し得るに由る。併し其れ等の點は一旦基礎數字を得た後に適當なる補正を爲せば良いであらう。

次の保險事故たる出産と死亡とは、政府の目論見では、國民率を參酌し、各一年に付

出産は百分の二十

死亡は百分の一

として居る。之は適當と思ふ。依て特に各事業場限りの統計を取るには及ぶまい。

以上事故發生の調査は保険組合設立の準備として必要な譯であつて、組合を設立せざる、即ち被保險者三百人未滿の小事業場では、必ずしも之を必要としない。然れども此吾國最初の

#### 社會保險の創始

に當り官營の御世話になるのだから吾關せず焉と済ますが如きは、今日の事業主として餘りに愚かである官營に加入するにしても、斯業が自家と使用人との利害に關することは自家に組合を設けた場合と變りはないのであるから、其採算の基礎と爲るべき數字を、一應心得て置くことは、決して徒爾でない。従つて



茲に述べた統計の調査は、之を總ての事業場に御勧めしたいと思ふ。

## 第五 現共済組合の處分

使用人の多い事業場では、現に共済組合を設置して居るものが多いであらう。是等組合の事業中、健康保険と同一目的のものは、健康保険施行と共に廢止すべきであらうが、共済組合其者は、之を存続して、健康保険の力の未だ及ばざる方面の事業を營むことは、何等妨げなく且望ましい事である。而して健康保険が國家の公けの施設であるに對し、共済組合をして、事業場内部の

### 私的相互扶助機關

たる意義を一層擴充せしめる趣旨を以て、之を改造することは、甚だ適當の處置である。依て共済組合の設置ある事業場では、官私ともに將來同組合の事業を如何に取捨整理すべきやを、今より研究せねばならぬ。

健康保険では標準報酬なるものが定められ、即ち例へば日給一圓十五錢以上一圓四十五錢未満のものは等しく一圓三十錢と見做し、保険料も保険給付も之に據ることゝ爲る筈であるから、共済組合に於ても將來は此方法を用ふることゝすれば、事務單純化の意味から適當であらう。

現在の共済組合には、事業主よりの補助あるものと否とあるべく、其補助額も一樣ではなからうが、健康保険では、公傷病は事業主の負擔なること勿論として、普通病傷の方の採算は

### 三分の一を事業主、三分の二を被保險者

の負擔とするの主義に基いたものだといふことであるから、共済組合に於ても、從來事業主の補助なきか又は補助額の少き向は、將來此主義に準じ少くとも組合員負擔額の二分の一を、事業主が補助するの方針に進むべきであらう。是れ亦事業場の財政に照し、今より研究すべき點である。

## 第六 現醫局の處分

現在多くの事業場では、醫局を直營するものが多いが、將來公傷病も普通病傷も、健康保險者（保險組合又は政府）が療養の給付を行ふことゝ爲る結果、事業場直營の醫局は

### 原則として不用に歸する

従つて此醫局を如何に處分すべきやは、今日よ研究すべき重要な準備事項の一である。

### (甲) 保險組合の設立せられる場合

先づ被保険者三百人以上の事業場を対象として考へて見やう。設立せらるべき保険組合は、自ら醫局を有して診療を直營すると、之を直營せずして一般開業醫に托することは、理論上其自由である。併し組合所屬の多數の被保険者が眼の前に集合して居る譯であるから、自ら醫局を營む方

#### 産業能率の大局上

得策であることは言ふまでもない。況や鑛山又は市街地を離れたる工場に於てをやである。故に組合は醫局を直營することゝして、其旨規約に規定すると共に、事業場直營の現醫局は、之を保険組合に移管するが適當である。

移管は如何なる方法に依るべきや。之を建物と、諸設備と、消耗品と、職員とに別つて考へて見やう。

建物に付ては、有償譲渡、無償譲渡、有償貸付、無償貸付の四の方法が在り得る。各事業場は宜しく其何れかを撰擇すべきである。併し譲渡は金額概ね多きに上る爲め、有償の場合は組合の方が困り、無償の場合は事業場の方が困るのみならず、工場の建物と同棟なる場合等の不便もあつて、結局

#### 有償貸付

が最も行はれ易い方法であらう。

諸設備に付ても建物と同じく四の方法が在り得る譯であるが、此方は相當の價格を以て譲渡するが適當

であらう。而して其代價の支拂に付ては

#### 割拂又は延拂等

保険組合の堪へ得る條件を協定すれば良い。

藥品其他の消耗品類も、移管の際に於て

#### 現存する品

を相當代價にて譲渡すれば良い。就ては今日より、是等の品の取扱が不整理に流れぬ様、注意することが望ましい。

次に醫師、藥局員、看護婦等の職員は、事業場職員たる身分を離れて、保険組合所屬職員に轉することゝ爲る。然るに是等の人々は、他の職員と同様に、例へば期末賞與、社宅居住、年功増俸、退職手宛等の一種の既得權

があるであらう。移管後是等を如何にすべきやは、其人々の心配する點であらうが、之は事業場と組合との間に適當な協定を遂げ、其人々の地位を保障するの工夫が、如何様にも出来ることゝ思ふ。

然るに茲に當面の問題として、相當完備せる醫局を移管する場合、保険組合の財政は、果して收支償ふや否やといふの心配がある。即ち保険給付中相當多額に上るべき現金給付を行ひたる上、療養費をも支辨

し得るや否や。療養費は、一面から言へば、上述一人一日の平均額に總延日数を乗じたものであり、一面から言へば、前記醫局建物の家賃、醫員以下の給與、其他醫局の諸経費である。保険組合は國家の機關であるから、行當りバッタリの經營を許されない。故に療養費が他の保険給付と共に

#### 豫算上安全に支辨

出来るや否やといふことは、今日より算盤を採つて見ねばならぬ問題である。

組合の財政が總ての經費を支辨し得るや否やと言ふは、組合員より保険料の法定最高額（一ヶ月に付報酬日額の百分の九十）を徴收し、事業主よりも同額の保険料を支出し、之を財源として考へた場合である。其金額が何程なるかは、前述組合員總數及び報酬總平均額の豫想額より直ちに算出し得る。而して此財源に照して總經費を支辨し得ざる場合は如何にすべきやと言ふに、次の二の方法があり得る。止むなくんば其何れかを採用するの外ないのであらう。

(一) 事業主側の負擔する保険料を増額すること

(二) 比較的多額に上るべき醫局職員給與の一部分を事業主より支出すること

此第二の方法は、該醫局職員の身分が、組合に移屬すること、矛盾する譯ではない。唯該事業場は保険組合醫局に對し、一面報酬年額千二百圓を越ゆる職員、即ち健康保険に加入せざる者の

#### 診療を囑託する

に付き、其囑託手當を支給するといふ意味の上に、根據を置かうと言ふのである。

醫局の移管は此の如き方法で行はれるとして、扱て他日被保険者が其醫局を信頼せず、他の開業醫に掛ることを望む場合、之を如何にすべきやといふことも、此際考へて置きたい。思ふに組合と、組合員と、事業主とは、病傷治癒の日數長短といふ點に於て、利害が一致するのであるから、結局

#### 良醫を置く

といふ事に依つて此問題は解決するであらう。尤も健康保険は、あらゆる病傷を包括し、例へば齶齒の如きものを治療すべきものであるから、組合醫局に各科専門醫を漏れなく揃へることは困難である、其結果病傷の種類に依りては、他の開業醫に掛らしめることは、止むを得ない。此場合に處するの途に付ては、組合規約中に相當なる規定を要するであらう。

#### (乙) 保険組合の設立せられざる場合

次に被保険者三百人未滿の事業場を対象として考へて見やう。此場合は保険者は政府であるから、現在の事業場の醫局を將來健康保険に利用するや否やは一に

## 政府の方針次第

である。然れども事業場構内に醫局あることは、公傷病の場合は勿論、普通病傷に付ても便利であるのみならず、該醫局は其事業場に特有な病傷等に付ても經驗に富んでゐる譯であるから、多分政府も原則上之を利用することゝ爲るであらう、各事業場は宜しく、追て設置せらるべき健康保険署に對し、其旨の陳情要求を爲すべきである。

右の如く官營保險が現醫局を利用するものとして、其方法には

- (一) 保險組合の場合と同じく之を政府に移管する方法と
  - (二) 然らずして普通開業醫と同列に扱ふ方法
- との二様あり得る。第一の場合は、移管の方法手續等、政府にて定め指示せられるであらう。第二の場合は事業場經營の儘なる醫局が、健康保険署より所定の料金を受けるの仕組となるべく、其場合、因つて生ずる損益は當然事業主に屬すること、今日と變りはないであらう。

## 第七 事業場相互の聯合

次には同一會社が、甲地と乙地とに各三百人以上の被保險者ある事業場を有する場合、保險組合は各別

に設立するが可なるや、將た聯合して一個の組合を設立するが可なるやといふ問題がある。思ふに保險組織は、其根本主義として、被保險者の數が多い程

益々其機能を完うし得る

ものであるから、聯合して一組合を設立するに如くはない。若し反對理由ありとも、此根本義には到底勝ち得ない。距離の遠近の如きは問ふ所でない。組合會招集の不便の如きも、如何様にも對策を講じ得やう依て會社の本社、又は何れかの事業場内に、組合の本部を置き、其他の事業場に支部を置き適當に統制して行けば良い。支部の理事に相當の権限を與へてさへ置けば、突發の病傷に對して處置に迷ふとか、埋葬料の支給に於て時機を失するとかの懸念は無かるべく組合の事務は何の故障なく運び得られるであらう。

一會社の三百人以上の事業場を斯く聯合する以上は、其事業場中三百人に満たざるものありとも、皆包括して一組合を組織すべきは勿論である。又假に各事業場が何れも皆三百人に満たざる場合と雖も、合計が三百人に達するならば、同じく聯合して一組合を組織するが良い。獨り工場鑛山に限らず、多數の人員を使用する所では、使用人をして其事業及び事業場に對する

執着心を旺ならしめる

ことを以て、事業經營の要諦とする。而して使用人の健康と生計とを保障する健康保險の事業を、自家の

組合で行ふが如きは、確かに其執着心を養ふ一助と爲ることを、誰が疑ふ者があらう。幸に自家で組合を設立し得る機会を與へられたならば、之を捉ふるに吝であつてはならない。

既に同一會社の數個の事業場を聯合するが可なりとせば、其趣旨は同一資本系統に屬する數個の事業場にも適用し得る譯である。

全然別系統の事業主に屬する事業場が、例へば地域を同じくするか、又は事業の種類を同じくするか、故を以て、相聯合することも亦許されて居るのであるが、此方は

實現が稍困難

であらう。少くとも今日に於て之を想像して準備を爲すことは其必要が無い。

## 第八 其他の事項

本法施行に付ては、同時に工場法施行令も改正せられる筈であつて、之に伴ひ各事業場の扶助規則も改正せられねばならぬが、之は

既往十年間運用

して來た規則を法令の規定通り改正するのであるから、別にむづかしい事はあるまい。又保險組合を設立

する事業場では、組合規約を立案するの仕事であるが、之は追て社會局から

模範規約案

を發表せられるであらうから、其れを待つて晚くないであらう。

終りに臨み、吾労働者の境遇の改善を圖り、延て産業能率の増進を期待すべき、此劃時代的の施設が、故障なく創始せられ、圓滿なる發達を遂げ得る様、各事業場が政府の準備と相待ちて、遺算なく其準備を整へんこと、是れ茲に切望して止まざる所である。

——(大正十五年四月稿)——

## 五 健康保険法の説明

### 一 緒 言

社會局長官 長 岡 隆 一 郎

健康保険法は大正十一年四月公布せられたのでありますが、其の施行期日は勅令を以て之を定むることとなつて居つたのであります。

然るに今や四圍の事情が漸く同法を施行するに至りましたから、本年七月一日より其の一部を施行致しまして健康保険組合の設立、被保険者の報酬、算定、各種帳簿類の整備等の準備を爲し、大正十六年一月一日より保険給付及費用の負擔に關する規定即ち未だ施行せざる部分を全部施行致しまして、保険の事業を開始することゝ相成つたのでございます。此の施行期日の點に付きましては本年三月公布に相成りました法律を以て之を定めたのでございます。

健康保険の制度は我國に於きましては國家が經營する社會保険としまして最初の企でございませう、從來同様の施設と致しましては所謂共済組合及工場法其他法令に依る扶助の制度があつたのでございませうが

之とても御承知の如く餘り古い沿革を有して居りません。然し乍ら之等の施設は遠く歐洲産業革命に其の淵源を發して居るのでございまして、我國の社會保險制度を見るに付きましても海外に於ける其の沿革が關聯を持つことに相成るのでございしますが、餘り煩雜になりますから茲には申述べません。

健康保險の目的が産業能率の増進、勞働者の健康保全及生活の安定、惹いては勞資の協調に在ることなども今更管々しく申上げる迄もないと考へますから、是から直に健康保險制度の概要及工場法、鑛業法との關係、事業の目論見、實施計畫及豫算等に付きまして申上げて見たいと思ひます。

## 二 制度の梗概

先づ第一に健康保險制度の梗概と其の工場法及鑛業法に對する關係とを併せて申上げます。

此の保險の被保險者即ち此の保險に加入する者は之を強制被保險者、任意抱括被保險者及任意繼續被保險者の三種に分つことを得るのであります。第一の強制被保險者とは健康保險法の規定に依り強制的に保險せらるゝものであります。其の範圍は工場法及鑛業法の適用を受ける事業に使用せらるゝ職工、鑛夫其の他の従業員及年收千貳百圓以下の職員の全部を包含致します。此の概數約二百萬人であります。之れだけの人々は法律に依り強制的に保險せらるゝのであります。

此の強制保險は社會保險の特色の二であります。

右の被保險者の外任意的の被保險者が二種あります、其の第一は建築、土木、運輸等健康保險法第十四條に列擧せられて居ります、各種工業的企業の使用人に付きまして、事業主が其の使用人の半數以上の同意を得た場合に其の事業に使用せらるゝ者が全部健康保險の被保險者と爲るものでありまして、言はば半強制的のものでございします。

任意的のものゝ第二は任意繼續被保險者でありまして、被保險者が其の資格を喪失した場合に一定條件の下に百八十日間繼續して被保險者たり得る者を謂ふのであります。其の條件は資格喪失前一年内に百八十日以上被保險者たりしこと、又は喪失の際引續き六十日以上被保險者たりしことであります。

現在に於ては被保險者の範圍は右に申上げました範圍の者に過ぎませんが、將來に於ては漸次擴張して歐洲各國の如く其の他の勞働者及家族等に及ぼすのが適當と思ひます。

之等の被保險者の保險を取扱ふ被保險者と致しましては政府直接の場合と健康保險組合の場合と二種あるのでございします。

健康保險組合と申しますのは特に此の保險を掌る爲に設くる法人でございまして、常時被保險者三百人以上を使用する工場、鑛山等に於ては事業主が其の被保險者半數以上の同意を得、内務大臣の認可を受け

て之を設立することが出来ず、又被保険者常時五百人以上の工場、鑛山等に於ては政府が此の組合の設立を命ずることが出来ることとなつて居ります。

次に政府は健康保険組合に屬せざる者を保険するのでありまして、全國に五十箇所の保険官署を設けて保険の現業務を取扱はしめ社會局に於て之を統括することゝ致したのでありますが詳細は後に申し上げます。

### 三 保 險 給 付

次に保険の給付に付て申し上げます、給付を爲す保険事故は疾病、負傷、分娩、死亡の四つでありまして疾病、負傷及死亡は業務上の理由に因ると否とは問はないのであります。

第一の疾病、負傷の場合に於ては療養の給付と傷病手當金を支給するのであります。

療養の給付は疾病、負傷の當日より支給するのでありまして同一疾病、負傷に付き百八十日間支給するのであります、百八十日間と制限致しましたのは健康保険は短期の傷病に對する救済でありまして、統計上百八十日間療養すれば普通傷病の九十八%は全快するのでありますから、百八十日の療養期間を以て健康保険の目的を達するに充分なりと認められたからで百八十日以上の疾病は別に廢疾保険を設けて救済すべき

ものであります、尙療養期間に付ては第二段の制限があります、即ち業務外の疾病、負傷が一年間に數回起つた場合に於て此の數回の日數を合計し百八十日に達すれば療養を受くことを得ないのであります、此の如く制限致しました理由は一年に百八十日以上も病氣する者は寧ろ廢疾者と看るべきであるからであります、然しながら業務上の疾病、負傷の場合に於ける療養期間は一年に百八十日の期間に算入しないのであります、業務上の疾病、負傷は工場法施行令に依り事業主が當然扶助すべき義務があるのであります、健康保険は此等の扶養義務を承継したのであります故業務上の疾病、負傷に付ては制限を設けなかつたのであります。

療養の給付とは現實の診療をなすことでありまして療養費用を支給するの意味ではありません、實際の診療を爲すことが療養費用を支給するよりも治療の完全を期し得るのであります、而して其の内容は診察藥劑其の他治療材料の支給、處置、手術其の他の治療、看護及被保険者の移送でありまして處置、手術其の他特殊の治療は保険者が緊急の場合其の他必要と認むる場合を除くの外一回貳拾圓の制限をしてあります、尙被保険者に看護人を付する場合及被保険者の移送は保険者に於て必要ありと認むる場合に制限する積りであります。

先づ大體に於て普通の場合に於ける傷病を全癒せしむるに足る療養方法は認められて居ると思ひます、



又療養の爲必要あるときは病院に收容することも出来るのでありますが、病院に於ける待遇は勿論、被保険者の疾病又は負傷の状況に鑑み必要の限度に止めたいと思ひます、被保険者の傷病の場合に於ては大體右に述べた様な療養の給付をするのでありますが、被保険者に於て療養の給付を爲すこと困難なりと認むる場合及特殊の事情がある場合例へば被保険者の指定せざる醫師又は齒科醫師の診療を受くる場合に於ては被保険者の申請に依り療養の給付に代へ療養費を支給することが出来るのであります、次に被保険者負傷し又は疾病に罹り療養の爲め平素の労働を爲すことが出来ない場合に於ては毎日報酬日額の百分の六十に相當する傷病手当金を支給するのであります、傷病手当金は傷病の場合に於ける生活費を補償するのでありますして百分の六十と致しましたのは餘り多くすれば虚病を多く生せしむる虞れがありますから大體労働者の生計調査を行ひたる結果六割が丁度生活必需費に當りますから此の程度に止めたのであります、傷病手当金は業務上の理由に依る傷病に對しては労働不能の第一日より支給致しますが、然らざる傷病に對しては労働不能の第四日より支給することになつてゐます、三日間の待期を設けましたのは虚病を防止せんが爲でありまして三日間位は傷病手当金を支給しなくとも生計を維持するに左程困難ではあるまいと考へたからであります。

業務上の事由に因る傷病は其の發生原因が明瞭で虚病の虞れもなく又工場法、鑛業法も初日より扶助す

ることになつて居るからであります。

傷病手当金の支給期間は百八十日でありまして傷病手当金の支給を受くる間は療養給付を受くることが出来ません、尙業務外の事由に因る傷病の場合に於ては一年内に百八十日を限度とするのであります、療養の給付及傷病手当金は被保険者が故意に事故を生せしめたる時、闘争、泥酔等に因り事故を生せしめたる時、詐欺不正行爲に因り保険給付を受けむとしたるとき、或は療養の指揮に従はざるときは之等の給付の全部又は一部を與へないことになつてゐます、尙此の場合に於て工場法と鑛業法と健康保険法との關係を一言申し上げます、工場法及鑛業法は其の施行令を以て業務上の事由に基因する傷病の扶助に關する規定を設けて居りますが健康保険法が施行になりますれば健康保険法の規定に依り保険給付を受くる間は工場法及鑛業法施行令は適用がないことになり、即ち此の保険に於て療養の給付及傷病手当金の支給を爲す期間即ち百八十日間經過後業務上の傷病が尙恢復せざる場合に於て始めて工場法又は鑛業法に依る扶助を始むること、し療養及休業扶助料を受くることとなり、又健康保険の埋葬料を受くるときには扶助の規定に依る葬祭料を支給せざることとなり、其の他の扶助に付ては健康保険は關係はないのであります。

第二に分娩の給付であります、婦人労働者の産前産後に於ける保護は國民の將來に關する重大なる問

題であります、故に現行工場法の適用ある事業に従事する女子労働者に付ては原則として産後五週間の就業禁止の規定があります、然し乍ら就業を禁止し乍ら何等生活の保障をして居ないのであります、分娩の意義に關しては醫學上種々の意見であること、思ひますが健康保険に於ては生産と死産を問はないのであります、分娩の給付を受くるには分娩前一定の期間大體百八十日間被保険者であつたことを必要とします、蓋し分娩に傷病と異り事實發生の時が確定的に豫知し得らるゝので悪意の加入者を排除せむが爲であります、分娩給付の種類は分娩費、出産手当金、産降收容又は助産の手當であります、分娩費は貳拾圓で分娩に要する費に充つる爲支給するのであります、出産手当金と申しますのは未だ確定した譯ではありませんが大體産前二十八日間、産後四十二日間、合計七十日間報酬日額の六割を支給するのであります、尙分娩が其の豫定日より後れたるときは分娩前二十八日の支給期間を七日以内延長することになつてゐます、尙分娩の基礎は傷病手当金と同じく産前産後の休業中の生計費に充てしむるを目的とするのであります、分娩給付は原則として金錢給付でありますが事情の許す限り現實に助産の手當を爲すことが、健康保険の目的に適ひますから被保険者を産院に收容し又は産婆を派して助産の手當を與へることが出來ます勿論此の場合に於ては分娩費又は出産手当金は相當減額することになつてゐます、

第三には死亡の場合であります、健康保険は元來傷病及分娩の際に於ける手當及生活の保障を目的とす

るものであつて死亡に基く救済即ち遺族の救済は他は保険制度に依り行はるべきであります。故に健康保険に於ては遺族救済に關する給付を支給せず唯埋葬料を支給するのみであります即ち被保険者が死亡したるときは被保険者に依り生計を維持したる者にして埋葬を行ふ者に對し被保険者の報酬日額の二十日分に相當する金額を支給するのであります若し此の金額が貳拾圓に漏れざるるときは貳拾圓を支給する事になつてゐます被保険者が死亡したる場合に埋葬料の支給を受くる者がない場合は埋葬を行つた者に對し前に申上げた金額の範圍内の埋葬に要したる費用を支給することになつてゐます。

尙財源に餘裕があれば保健衛生の宣傳とか、疾病又は負傷の豫防方法を講ずるとか、健康相談所又は保養所を設置するとか被保険者の健康保持に必要な施設を講ずることも出來るのであります。

#### 四 給付の財源

此の給付を爲す爲めの財源と致しましては事業主と労働者側とが各半額宛を保険料の形式で負擔することになつてゐます。此の保険料總額は約四千萬圓位になる豫定であります。

労働者が半額の保険料を負擔する理由は労働者が本保険の受益者であること及労働者の自助相互扶助の精神の涵養に基くもので事業主が半額の保険料を負擔します理由は事業主は當然業務上の傷病に對し責任

を負ふべきこと業務外の傷病に付ても事業の設備、勞働狀況が勞働者の健康に關係あること及び勞働者の健康保全是勞働能率の増進を來し事業經營上利益なること等に基因するのであります、尙業務の性質上危険多き事業に於ては事業主の負擔部分を増加する事も出來ます、尙此の外國庫は被保險者一人當貳圓の限度で、保險給付の一割に相當する金額を負擔して大體保險の事務費に充てる豫定でございます、即ち社會連帶の觀念に基きまして勞資双方並に一般國民が此の保險の爲に應分の出損をする次第でございます、此の保險料の中被保險者の負擔致します部分は日給の百分の三を最高限度とすることに定められて居ります。

保險給付に關し争が起りましたときは、先づ第一次及第二次の健康保險審査會に審査を請求し、尙不服あるときは民事裁判所に訴を提出することが出來ます。保險料其他徵收金に關し争がありましたときは社會局長官に訴願し尙不服がありますときは内務大臣に訴願し又は行政裁判所に訴を提起することが出來ます、此の場合に於ては社會局長官は第二次健康保險審査會の審査を経、内務大臣は第三次健康保險審査會の審査を経て裁決せねばなりません、第一次健康保險審査會は各府縣に一箇所、第二次健康保險審査會は東京又大阪に、第三次健康保險審査會は東京に設置したいと思ひます。

此の健康保險審査會は一種の簡易裁判所でありますが此の委員には勞働者側の参加を認める見込でございます。

います。

## 五 健康保險の目論見

大體健康保險制度の内容は右申述べた如くであります、次に健康保險の目論見の概要を申し上げます、之は政府の保險と健康保險組合の場合とを總括したものであります、先づ第一に健康保險施行の結果被保險者となるべき者の數が問題となる譯であります、前に申上げました任意的の被保險者に付きましてこの位の人員が此の保險に加入するか甚だ不明確でありますので之を除きまして強制的の被保險者のみに付て目論見を立てた次第でありまして、其の大體の數を申し上げますと工場に於きましては男子の被保險者數約七十五萬人、女子九十萬人、合計百六十五萬人でありまして改正工場法が施行になりますと其の數は合計に於て約十六萬人の増加を見ることがなります、次に鑛山に於きましては男子の被保險者約二十七萬人、女子約八萬人、合計三十五萬人でありまして、總計は約二百萬人であります、改正工場法施行に伴ふ増加見込數を入れますと二百十六萬人となります。

次に之等被保險者に對し賦課する保險料又は之に支給する保險給付を計算する基礎となります給料の額を見まするに全國を通じて平均しました結果は大體工場に於きましては男壹圓八拾五錢、女子九拾錢、鑛

山に於きましては男子壹圓四拾五錢、女子七拾五錢見當となります。

次に被保険者の負傷、疾病等の率を見ますると之は計算の結果大體次の如き數字となります、即ち職工の治療日数は一年平均男十五日、女十六日、鑛夫に付ては男三十日、女十六日、其中休業を致します日数は男工九日、女工十日、男鑛夫十五日、女鑛夫八日であります、被保険者の死亡率は男女通じて大體を千分の十、分娩率は女工百分の五、女鑛夫百分の十四位であります。

唯今申上げました數字に依りまして健康保険の經費を計算致しますると保険給付費の總計は概略四千萬圓となります、之を被保険者一人當りに換算致しますと拾八萬圓餘に當ります、此の一割即ち壹八拾錢餘が前に申上げました國庫負擔金となるのでありまして其の總額は毎年約四百萬圓でございます。

此の保険の事務費と致しましては右の給付費用の一割即ち年額四百萬圓を要する見込でございます、從つて國庫負擔金四百萬圓は大體此の事務費に充てる趣旨を以て算出されたものでありまして一部分は政府保険の事務費の財源となり一部分は多くの健康保険組合に交付せられて其の組合の事務費の財源となる次第でございます。

此の保険の主なる財源となるものは前に申述べました保険料でありまして之は保険給付に要する費用と幾分の積立金の資源とを包含するものでありまして大體被保険者一人當り年額拾九圓八拾錢位、全國を通

じての總額は約四千貳百萬圓でありまして之を勞資折半負擔することゝなります、それで保険の總収入と致しましては國庫負擔金と合せて一ヶ年納四千六百萬圓と相成ります此の計算に基きまして健康保険の豫算が調製されて居る次第であります。

次に健康保険の實施計畫及豫算の概要に付申上げます、前申上げました如く此の保険を掌る保険者には政府と健康保険組合の二種あるのでございますが健康保険組合は自治的の組織でありまして政府は之に關しましては其の監督をすることゝ國庫負擔金を交付することゝの外には特に之が爲に施設する所はないのでございます、然るに政府に於きましては其の掌ります保険に付きまして施設する外に尙此の健康保険法の運用の衝に當らみする爲に一の中央機關を必要とするのでございますから今此の政府の機關に付きまして稍詳しく申上げたいと思ひます、先づ中央機關の方から申上げますと社會局に四月より新に保険部と云ふ部が設けられまして之が監理、經理、醫療の三課及大阪出張所に分たれて居ります、監理課に於きましては此の保険の法規的方面及他の社會保険の調査、經理課に於きましては其の會計的方面、醫療課に於きましては其の醫學的技術の方面を掌ることゝなつて居ります、尙大阪出張所に於きましては大略北陸、近畿地方以西に於ける保険部の事務の一部を分擔することゝなつて居ります。此の組織は實施準備期に於きましても實施後に於きましても變更はないつもりでございます。實施前に於きましては附屬命令の制定、

健康保険組合設立の指導、法律趣旨の宣傳、職員の養成、地方保険官署の設置（之に付ては後に申し上げます）等の事務を取扱ひ實施後に於きましては健康保険組合及地方保険官署の監督、健康保特別會計の經理等の事務を取扱ふ豫定になつて居ります、次に地方機關でございますが政府に於きましては健康保険組合の設立なき工場、鑛山の全部に於ける被保険者の保険を掌ります結果として事業の範圍に全國に亘つて居ります。随つて地方保険官署なるものは全國に之を設置する必要がありまゝるので唯今の計畫と致しましては本年十月より各府縣に一箇所宛、北海道四箇所、合せて五十箇所の保険官署を設くる豫定でございます。して本年中は帳簿、カード等の整備其の他實施に必要な準備を爲し明年一月一日より保険料の徴收、保険給付の支給等の現業事務を開始する豫定でございます。

尙政府の保険に付きましては其の收支を特別會計と致すものでございまして健康保険特別會計法が本年三月公布せられました其の概要を申し上げます、此の會計は其の歳入を以て其の歳出に充つることを主義と致します、而して其の歳入の主なるものと致しましては健康保険國庫負擔金及保険料でございます、其の歳出の主なるものは保険給付費、被保険者の健康を保持する爲の豫防的施設の經費及事務費でございます、此の事務費は地方保険官署及社會局經理課の經費即ち保険直接の經費でございます。監督に要する費用は一般會計より支辨することゝなつて居ります、此の特別會計に於きまして積立金を設けて置きまし

て不時の事故の爲給付費の激増した場合の如き歳入に不足を生じた場合に使用することゝなつて居ります。又本會計に於きましては歳入不足の場合、他より借入金を爲し得ることゝなつて居りますが其の金額は保険給付及前に申上げました豫防的施設の經費の外最高五百萬圓迄に限定せられて居ります。

國庫負擔金は健康保険法の規定により健康保険組合に對し交付するものと同時に被保険者一人當一年平均貳圓を限度として給付費用の十分の一といふことに定められて居ります。

次に豫算の大體を申し上げます、健康保険に關する豫算は一般會計及特別會計に跨つて居ります、孰れも經常費の性質を有するものであります。が本年度に於きましては實施準備の爲の臨時費がありまして明年一月一日より特別會計を設置せられます以前に於て特別會計に屬すべき性質の經費即ち社會局經理課及地方保険官署の事務費を一般會計臨時部に計上してございます、其の額は約參拾五萬圓でございます。其の中大部分は保険官署の分でございます。

一般會計經常部に於きましては社會局保險部の經費及國庫負擔金がございます。社會局の分は經理課を除きました。保險全體の經費でありまして、其の額は約拾五萬圓。其の中第一次乃至第三次の健康保険審査會費約貳萬圓を含むて居ります、此の審査會は明年一月より之を置くものでありまして第一次五十、第二次第二次一箇所の豫定であります。

國庫負擔金は本年度は大正十六年一月乃至三月の三箇月分約九拾八萬圓を計上してございます、之は年額と致しますと約四百萬圓と相成ります

健康保險特別會計は本年度は明年一月乃至三月分を計上してございますが歳入總額約八百六萬圓、其中主なるものは保險料約七百參拾六萬圓、國庫負擔金を一般會計より繰入るゝもの約七拾萬圓でございます、歳出總額は約八百六萬圓、其中主なるものは事務費約七拾萬圓、保險給付費約七百萬圓、其他健康保持の爲の經費、豫備金等でございますして豫備金に相當する金額は大體積立金となる豫定でございます此の特別會計は一年間の計算に致しますと歳入、歳出共約參千貳百萬圓であります。

## 六 各方面の影響

偕て斯様の組織に依りまして保險を實施すると致しまして諸方面に如何なる影響があるかといふことを考へますには勞働者が豊になり健康になり随つて産業上にも好影響があることは申すまでもございませぬが更に進んでは勞働者の思想が穩和となり勞資の關係が良好となることを認めなければなりません、此の點は獨逸に於てビスマルクが各國に先つて今日の如き社會保險を創設致しました重要な理由の一つでございます、然らば此の保險に依る經濟上の負擔は如何と申しまするに國家は年額四百萬圓の負擔を爲すこと

ゝなりますが健康保險は前述の如く國家及國民に對し多大の効果を齎すものであります故に右の負擔の如きは其の利益に比し僅少なるもと云ふことを得ると思ひます。

事業主は毎年其の使用する被保險者の報酬の約百分の二に相當する保險を負擔すべきものであります其の負擔額たるや、賃金又は生産費の極めて小部分を占むるのみにて足るものと考へられますしかも事業主は結局産業能率の増進に依り、其の負擔を回收し得ることゝなるべきを以て實質上健康保險に依り大なる義務を課せられたることゝはなりません、斯界の權威たるドクトル、カウフマン、ドーン、ルビノー諸氏等の所説及獨逸政府に於て發したる所に依れば、孰れも獨逸に於ける社會保險の實施は、工業に好影響を及ぼし、海外貿易も爲に大なる發展を爲したることを述べて居ります。

又一九一一年獨逸に於て社會保險の負擔に關し各種工業に就き事業主の意見を徴し、議會に於て發表したる文書を見るに、各事業主の意見は大同小異でありまして要するに「社會保險に依り勞働者の經濟生活の安固及健康保全を期し得たる結果其の生活程度の向上及能率の増進を來し、一般産業界に好影響を與へたるを以て事業主は此の社會保險の爲に喜んで其の負擔を爲すの現狀なり」と謂つて居ります。

右に述べました如く健康保險に依り事業主の負擔は著しく増加するものと認め難きのみならず現に共濟組合其他福祉増進施設の爲め又は工場法又は鑛業法に依る扶助義務の爲、事業主の爲しつゝある負擔の

大部分は、健康保険の実施に依り不必要となり、其の保険を免るゝこととなります、現在に於て共済組合等の爲事業主の支出しつゝある金額は相當多額で、健康保険の保険料として事業主の負擔すべき額と略同一のものも少くありません、斯くの如きものにありましては、健康保険實施の結果、共済組合を改廢するときは其の負擔に大なる増加を生ぜざるものと考へます共済組合の給與は健康保険の給付に類似のものを以て實施後は組合の改廢せらるゝもの多き見込であります且つ從來は扶助の義務の生じたる場合事業主は一時に其の負擔を爲るのでありますが健康保険に於ては毎月平均してこれが爲の支出を爲す丈でないのでありますから其の利益とする所であらうと思ひます。

被保険者の保険料負擔は大體一日最低四厘、最高八錢、平均貳錢六厘位の見込でありますから負擔額は極めて輕微であります、且つ健康保険の利益の全部は直接には被保険者のみに歸屬するものであることを思へば一部の負擔は當然でもありまするし、又此の負擔をすることが從來の恩惠的救濟制度と大に趣きを異にし、被保険者が其の本來の權利として保険給付を要求し得るに至る所以であるのであります。

次に物價に及ぼす影響を見まするに健康保険實施の結果生産品の價格を騰貴せしむるに至るべしと論ずる者があります、右は一應の理由もありませんが其の騰貴が一般消費者に脅威を來す程大なる影響あるものとは考へられません。

健康保険の給付に要する費用の負擔の何人に歸屬するかは概括的に之を斷定することは出来ません、唯事業主の負擔部分は消費者に轉嫁せられ易き傾向を有することは疑なき事實であります然し轉嫁の事實は經濟界に於ける各種の事情に因りて決せらるべきものでありますが必要しも全然消費者に轉嫁せらるべきものでないといふことは、ルビノー氏の所説の通りであります、若し全然消費者に轉嫁せらるゝものとしても、健康保険に基づく事業主の新負擔は前述の如く頗る輕微なものであります故に物價に影響する所が殆んどないと言はねばなりません、工場法實施の際に於ても生産品の價格の騰貴を來すべきことを懼るゝ者がありました但其の後の状況に依れば此の事は結局杞憂に終つたものと認められます、健康保険に付ても同様の結果を見るものと考へられます。

## 六 健康保険法と保険組合

### 一 緒言

七月一日から改正工場法がいよく施行せられる事となつたに就ては、これに伴ふて、労働者の一大福音である。

#### 健康保険法

もいよく実施されることとなつて、工場法や、鑛業法の適用を受ける事業場は、此の法律の

#### 強制的加入

を命ぜられる次第なのであるから、可成的早く其準備をして、都合のよい、便宜な方法に従はねばならぬのである。

其の準備事項に就ては、神戸鈴木商店の西村正雄氏の論文を、第四に掲げて、一般工場鑛山當事者の御参考に供して置いたのであるが、吾人は更に同法中の

#### 健康保険組合

健康保険法と保険組合



に就て少しく記述して、以て各工場や、鑛山に於て、これを設立せらるゝに就ての、手引きをしたいと思いますのである。

### 一 保險組合とは何ぞ

健康保険法に於ける

#### 健康保險組合

と云ふのは、常時三百人以上の労働者を使用して居る、事業主が設立するところの

#### 法人組織の組合

であつて、政府の保險官署と同様に健康保險の被保險者の保險を管掌することが出来るのである。つまり、大工場、大鑛山の事業主、若しくは事業主の聯合は

獨立して健康保險組合を組織する

ことに依つて、自家に使用して居る被保險者をして、

政府直轄の健康保險に加入せしめないでも済む

のであつて、此の法に於ける、極めて便利な、都合のよい

一種の便法

なのであるのである。

### 三 保險組合に關する條項

健康保險法の本法中、保險組合に就ての條文は、第三章、保險者の

第二十二條 健康保險ノ保險者ハ政府及健康保險組合トス

第二十五條 健康保險組合ハ其ノ組合員タル被保險者ノ保險ヲ管掌ス

第二十六條 健康保險組合ハ法人トス

第二十七條 健康保險組合ハ事業主、其事業ニ使用セラルル被保險者、及第二十條ノ規定ニ

依ル被保險者ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十八條 一又ハ二以上ノ事業ニ付被保險者常時三百人以上ヲ使用スル事業主ハ健康保險

組合ヲ設立スルコトヲ得

被保險者ヲ使用スル二以上ノ事業主ハ共同シテ健康保險組合ヲ設立スルコトヲ得此

ノ場合ニ於テハ被保險者ノ員數ハ、合算シテ常時三百人以上タルコトヲ要ス

第二十九條 健康保險組合ヲ設立セントスルトキハ組合員タル資格ヲ有スル被保險者ノ二分

ノ一以上ノ同意ヲ得規約ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

二以上ノ事業ニ付健康保險組合ヲ設立セントスル場合ニ於テハ前項ノ同意ハ各事業ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

第三十一條 主務大臣ハ一事業ニ付第十三條ノ規定ニ依ル被保險者常時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ對シ健康保險組合ノ設立ヲ命スルコトヲ得

第三十二條 前條ノ規定ニ依リ健康保險組合ノ設立ヲ命セラレタル事業主ハ規約ヲ作り設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十四條 健康保險組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時ニ成立ス

第三十五條 健康保險組合成立シタルトキハ事業主及其事業ニ使用セラルル被保險者ハ總テ組合員トス

前項ノ被保險者ハ其事業ニ使用セラレサルニ至リタルトキト雖モ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タルトキハ仍之ヲ組合員トス

第三十六條 健康保險組合ノ規約ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其効力ヲ生セ

ス

第三十七條 主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ、事業及財産ノ狀況ヲ検査シ、規約ノ變更ヲ命シ其他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第三十八條 健康保險組合ノ役員ニ欠員若ハ故障アルトキ又ハ役員保險給付其他其ノ執行スヘキ職務ヲ執行セサルトキハ主務大臣ハ官吏又ハ其他ノ者ヲ指定シテ其職務ヲ執行セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其職務ノ執行ニ要スル費用ハ健康保險組合ノ負擔トス

第三十九條 主務大臣ハ健康保險組合ノ決議若ハ役員ノ行爲カ法令、主務大臣ノ處分若ハ規約ニ違反シ、組合人ノ利益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ又ハ組合ノ事業若ハ財産ノ狀況ニ依リ其事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第四十條 解散ニ因リテ消滅シタル健康保險組合ノ權利義務ハ政府之ヲ承繼ス

其他の條項であるので、尙ほ組合の管理法、財産の保管及利用法、組合の分合法等に付ては、勅令を以て定められることになつて居るのである。

#### 四 保險組合の設立

上記の法規に依つて、健康保險組合を設立しやうとするには、常時三百人以上の人を使用する事業場であれば、其二分の一以上の人々の同意を得て、

組合同約を作製し

内務大臣の認可の申請をしなくてはならぬのである。

常時三百人以下の人しか使用して居ない、小さな事業場でも、三百人以上に達せしむべく二つ以上聯合して、共同の組合を作ることにして、各自の事業場に於て、被保險者二分の一以上の同意を得、規約を作つて、内務大臣の認可を申請すれば、健康保險組合を設立することが出来るのである。

又、常時五百人以上の人を使用しつゝある大事業場には、内務大臣の方から大低健康保險組合の創立を命ぜられる筈であるから、上記の如き、被保險者の同意や、申請をしなくとも、規約を作つて届出でさへすれば、其設立は認可されるのである。

以上の如き手続き、内務大臣の認可を受けさへすれば、其健康保險組合は成立するので、即ち

保險官署の手を離れた獨立の法人組織

となり得るのである。

しかし、其事業の一切に付き、内務大臣の監督を受けなくてはならぬことは勿論であるので、組合の決議若くは役員が行爲が、法令、規約などに違反して組合員の不利益となり、或は事業の状況、財産状態が甚しく不良で事業繼續の見込みの無い場合には、内務大臣から解散を命ぜられることがあるのである。

#### 五 組合の利便

政府直轄の保險官署の管掌に、自家の使用人を保險されて居るよりは、獨立の健康保險組合を設立して其組合員とする事の方が利便であるのは、云ふまでも無いことで、何かにつけて

官署の支配を受ける不自由と面倒を免れる

のが、第一の利便であつて、其ほかに

第二 被保險者の診断が自家事業場の醫局で出来ること

第三 療養の給付が組合附屬の病院(即ち事業場の病院)で出来ること

第四 法令に違反しない、限り總ての處置に、自家工場、鑛山のしきたり、習慣等を加味する事が出来ること

第五 療養中の被保険者を監督し、若くは其治療の状況を知つて、適業の處置を爲すに便利  
な事

等の、多大の利便があるのであるから、大工場、鑛山等に於ては、是非共此の健康保険組合を設立しなく  
てはならぬのである。

主務省に於ても、大業主には可成的保険組合を設立して貰つて、政府直轄の保険官署では

ホンノ小さな事業場の被保険者で、聯合しても法定人員に達しない者丈け

を管掌する方針で、組合の設立には

充分の便宜を與へる筈である

と云ふことである。

## 六 組合と共済組合及病院

それから、健康保険組合が設立せられた後の、從來の

共済組合の處置

に就ては、大低の當事者は、これを解散して仕舞ふ心算であるらしいが、これは吾人も、西村氏のお説に

賛同して、健康保険法の力の及ばぬ方面、例えば

災害の救助

とか、或は

生計困難の扶助

とか、或は

老年退職の給與

とか云つた様な、是非なくてはならぬ事業を行ふことに

改造すること

が、最もよい事であると思ふのである。

次に、從來の工場鑛山の醫局病院の處分法である。

健康保険法が實施されるれば、被保険者たる、従業員の病傷に對する療養は、勿論

保険者が給付する

のであるから、工場の病院は不要になるので、これを全部保険組合に移して仕舞ふか、若くは廢止して仕  
舞ふと云ふのは、吾人は大早計であると思ふものである。

従業者の保険の爲め

に、其一部分を存続して置く必要があり、且つ

被保険者でない其家族の人達の診療の爲め

にも必要であるから、健康保険組合が設立せられた場合には

其一部分だけを組合に移管して、一部分を工場の方へ残す

と云ふ風にして、建物とか設備とか、用品とか、醫員とかの費用は、工場、鑛山に於て支給し、唯だ

被保険者の療養に直接使用する藥品食物だけを保険組合の負擔とする

ことにすることが、創設時代の保険事業を助成することにもなつて、非常に都合がよいと思はれるのである。

聞くところに依ると、主務省に於ても、此の點には

充分に自由を與へて、便宜の方法を執らしめる方針

であるさうである。

七 綜 結

要するに、健康保険組合を特設して、自家の工場、鑛山に使用して居る従業者だけで

一つ組合を組織する

ことは、此の健康保険法の強制施行を受けてなくてはならぬ、所謂

第十三條 工場法ノ適用ヲ受クル工場又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業場若クハ工場ニ使用セ

ラルル者ハ健康保険ノ被保険トス

と云ふ、大工場、大鑛山に於て、數限りもない

利便があつて、煩らばしい面倒を免れ得る

ことであり、さうして

内輪だけで事を運ぶ

と云ふ、親しみのある事であるのであるから、是非これを設立すべく、今から其準備に着手せられん事を吾人は切に希望して止まない次第である。

—(大正十五年六月)—

## 七 健康保険法の實施に就て

### 一 緒 言

内務省社會局

熊 谷 事 務 官

健康保険法は、保険料の徴收と、保険給附の條項を除いた、其他の條項、即ち健康保険法の準備的方法

に就ては、今月

七月一日から實施せられ

て、其全部は來大正十六年一月一日から施行されることになつて居るのである。

此の健康保険法の實施は、我國に於ける社會保險の嚆矢であつて、經濟的弱者である多數の労働者に取つては、眞に

劃世紀的の福音

であるのであるが、これを取扱ふ事業主及び係員に取つては、不慣れな事として、充分合理的な處置を期待する事が出來悪いのである。

健康保険法の實施に就て

それ故、此の際出來得る丈け法の精神なり、規定事項の内容なりを理解すべく努めて、完全に此法の施行を爲し、當該官吏から、注意や戒告やを受けぬやうにしないではならぬのである。

茲に掲げた一篇は、内務省社會局の熊谷事務官が、大阪の工場衛生研究會で講演された要領であるが、該法の理解を進むる上に、大いに利益があると思はれるから、同會の承諾を得て本號に出した次第なのである。

## 二 被保險者

健康保險法に於ける被保險者を分けると左の三種となるのである。

- 第一 健康保險法第十三條に規定された、強制被保險者
- 第二 同 法第十四條に規定された任意被保險者
- 第三 同 法第二十條に依る任意繼續被保險者

此の三種の被保險者の中、第一の強制被保險者と云ふのは、健康保險法の規定に依つて強制的に、必ず加入せしめられるところの被保險者

であつて、其範圍は

「工場法ノ適用ヲ受クル工場又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業場若クハ工場ニ使用セラル者」と限られてあるので、

「臨時ニ使用セラルル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ及一年ノ報酬千二百圓ヲ超ユル職員」は此の範圍から除外されてるのである。

「附記」六月三十日發布同法施行令に依ると、此の勅令を以て指定するものごあるは

- (一) 六十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者
  - (二) 使用期間ノ定メナク勞務供給契約ニ本ツキ又ハ試ミニ使用セラルル者
  - (三) 日々雇入レラルル者
  - (四) 前各號ニ掲クル者ノ外、内務大臣ノ定ムル者
- となつて居るのである。

即ち、日本内地に於ける、主なる工場鑛山全部に涉り使用されて居る、職工、鑛夫等は、皆な包含されて居るのであつて、其總數が約二百萬人と計上されてあります。

つまり二百萬人程の薄給の勞働者が、此の健康保險法施行の結果、法律に依り強制的に保險せられることになる

のであつて、病傷時の不幸不安から救はれることになるのである。

第二の、任意被保険者と云ふのは、工場法や鑛業法の適用されない

電氣事業、土木事業、鐵道、運輸等の事業

の事業主が、其仕事に使用する者を被保険者とする場合で、此の場合には被保険者となるべき者の半數以上の同意を得て、内務大臣の認可を受けなければならぬのである。

此の種の被保険者に就ては、

#### 健康保険法の第十四條

に其の規定があるのである。

第三の任意繼續被保険者と云ふのは、事業場から解雇されるとき、其他の理由で健康保険の被保険者たる資格を失ふた場合にでも、其の者が其一年内に百八十日以上被保険者であつたとか、若しくは其前に六十日以上引續き被保険者であつた場合には、十日以内に申請する時には、繼續して健康保険の被保険者たる事が出来るので、これは

失業の場合に於ける疾病扶助

の保護法であるのである。

以上述べた様に、現在の健康保険法に於ける被保険者は、僅かに三種で、しかも労働者に限られて居るので、其範圍は決して廣くはないのである。しかし將來に於ては我國も、獨逸や英吉利のやうに

一般の國民にも及ぼしたい

と、政府の當局に於ては希望されつゝあるのである。

### 三 健康保険組合

健康保険法に於ける保険者、即ち

保険の事業を經營する者

は、二つある。それは

一 政府(即ち保険官署)

二 健康保険組合

であるのである。

此の中一の政府の保険官署の事は暫く措いて、二の

#### 健康保険組合

健康保険法の實施に就て



の事を少しく述べて見ると、此の組合は

常時三百人以上の被保険者を使用して居る事業場

の事業主、若しくは二つ以上の事業場の事業主が共同して、其使用被保険者の数が、合算して常時三百人以上になる場合に、其の被保険者の二分の一以上の同意を得て、規約を作り、内務大臣の認可を得さへすれば、設立が出来るのである。

又た常時五百人以上の被保険者を使用して居る事業主には、内務大臣が此の組合の設立を命ずる場合もあるのである。

此の組合は一種の同業組合の如きもので、勿論法人であり、理事を置いて事業の經營を爲さしめるのである。

此の健康保険組合を、任意に設立する場合を、更に詳しく述べて見ると其範圍が四つあるのである。即ち

- 一 一人の事業主が一ヶ所若しくは數ヶ所の事業場に、一つの健康保険組合を作る場合
- 二 一人の事業主が事業場を二ヶ所以上有つ場合に於て、其各の事業場毎に一つ宛の健康保険組合を設立するもの

三 二人以上の事業主が共同して一つの健康保険組合を設立する場合

四 二人以上の人が共同して事業を經營し、其事業場が一つ若しくは二つある場合に、其事業場に健康保険組合を設立するもの

と云ふ様に、種々の場合があるのであるが、兎に角上に述べた様な法規土の手續きを踏みさへすれば、健康保険組合を、

任意に設立することが出来る

のである。

斯う云ふ風に、組合の設立を

事業主の權限とした

理由は、健康保険法の規定に依つて、種々の義務を事業主に負はす關係上、被保険者丈の意志に依つて組合が設立されて、しかも重い義務を事業主が負はねばならぬと云ふのでは、事業主の中には其義務を負ふことを肯せない人が出来ぬにも限らぬし、甚だ氣の毒の次第であるから、此の權限を事業主に附與して進んで此の組合を設立して貰ふやうにしたのである。

事業主が健康保険組合を設立すれば、其の事業場に使用せられて居る總ての被保険者は、其の組合に加

入する事を

強制さるゝのである

尤も事業主が組合を設立する場合には、組合員となるべき被保険者の半数以上の同意を得なければならぬのであるし、其組合の經營は

一 事業主側から半数、被保険者側から半数宛出した四人以上の理事

二 事業主側から半数、被保険者側から半数宛出した十二人以上の議員

に依つて爲さるゝのであるから、組合の設立にしても經營にしても、決して事業主のみの権限に屬すると云ふ譯ではないのである。

唯だ、設立の計畫を立て、手続きをする權能だけを事業主に托してあるだけなのである。

そこで事業主として、何うせ負はなくてはならぬ義務を負担するならば、寧ろ進んで此の

健康保険組合を設立すべく積極的に努力して下さつて速かに其準備に着手して貰ひたい

ものである。

其の準備と云ふのは、

第一に、使用労働者の數が、三百人を超える場合には、速かに其全員に健康保険法の趣意を

宣傳して、其設立に就ての同意を得る基礎を作つて置くこと

第二に、規約の草案を作ること（模範規約は社會局から七月中に示す）

第三に、事業の計畫書を作製して置くこと

第四に、費用の收支豫算書を作製して置くこと

等であるのである。

以上の第二、第三、第四には、從來やつて來た

共済組合の經驗

が、參考資料として非常に貴重なのである。

共済組合は、健康保険法に規定されてあるものとは違ふが、概して相當の扶助給付を爲しつゝあつたのであるから、此の際これを廢止して

健康保険組合に直せばよい

のである。其手續は至極簡單である。

共済組合の財産があれば、これを分配せずに、健康保険組合に寄附することにすれば、其事業の基礎を鞏固にすることが出來て非常によいのである。

尙ほ共済組合は其儘に存続せしめ、健康保険組合の給付と重複する扶助は廢して、健康保険組合の方で行り、此の方にない給付を、共済組合の力でやることにして、兩々相俟つて労働者の幸福を増進するやうにして頂くのは、更によいのである。

健康保険組合を設立することの出来ない程の、小さな事業場の被保険者は、政府が全國に五十餘箇所の健康保険署を設立してこれを管掌するのである。

#### 四 保険給付

健康保険法に於ける保険給付、即ち疾傷者に對する扶助は、

- 一 疾病の療養給付及疾病手當の給付
  - 二 負傷の療養給付及負傷手當の給付
  - 三 産婦に對する分娩費及出産手當の給付
  - 四 死亡者に對する埋葬料の給付
- の四の救助をするのである。

一及二の傷病の給付は、先づ第一に

療養の給付

即ち、

- イ 診察
- ロ 投薬
- ハ 治療
- ニ 看護

等の事を保険者がするのであつて、必要ある場合には被保険者を

病院に收容すること

もあるのである。

さうして其上に、其被保険者が療養の爲めに勞務に服することの出来ない場合には、

傷病手當金として

一日に付報酬日額の百分の六十に相當する金額を給付するのである。

以上の療養の給付及手當金の支給は、同一の傷病であれば、

百八十日迄給付されるのであつて、それ以上に給付を停止さるゝことになつて居るのである。

これは、此の健康保険なるものは、短期の救助法であるので、統計上大低の負傷、疾病は、百八十日以内で其九十八パーセントは治癒することになつて居るからであつて、先づこれで充分であると云ふ見込みをつけたのである。

それ以上永びく重傷や大病は、今後別に廢疾保険と云ふのを設けて、これを救済さるゝ筈であるのである。

それから、同じ傷病給付でも

#### 業務上の事由に因らざる疾病

は、勞務に服することが出来なくなつた日から、四日目からでなければ給付が受けられないのであるし、尙ほ異つた傷病でも、一年を通じて一百八十日以上は給付を受けることが出来ないのである。

しかし、工場法や鑛業法等に依つて、事業主から扶助を受くべき者で、其事業主から申請があつた場合とか、或は療養費の返還に付て確實な方法を定めて、本人又は第三者から申請のあつた場合に於ては、上記の制限を超えて、

療養の給付を受けることが出来るのである。

尙ほ療養の給付中、手術とか其他の治療法を施す必要のあるものに就ては、原則として

#### 一回、二十圓以下

の費用を支給されるのである。

又た病院に收容された被保険者は、食料、藥餌料等は全部保険者の負擔として、傷病手當金は家族の人数に依つて増減されて支給されるのである。

これ等一と二との給付を通じて

故意とか喧嘩爭論などに因り若しくは醫師の言葉に違背して不養生をする者などには、給付の全部又は一部を支給しないことがあるのである。

三の分娩給付に就ては、産前に二十八日分、産後に四十二日分以内、それが爲めに勞務に服することが出来なかつた日數、

一日に付報酬日額の百分の六十宛

の出産手当金を支給する、外、分娩費として二十圓を支給する、のである。

尙ほ分娩の日が豫定より後れたる場合には、出産前の二十八日以内と云ふ日数の制限を、七日以内延長することが出来るのである。

斯うして産婦の保護を割合に重くしたのは、労働婦人の産前産後の就業は、國民の將來に關しても重大な問題であるから、工場法に於ても、其の就業を禁止することになつて居るのであるが、其休業期間内の生活の保證が出来て居らぬのである。そこで本健康保険法に於ては、上記の如き分娩費の給付並に出産手当金の給付をして、これを充分に保證することになつて居るのである。

それから、其の分娩と云ふ事であるが、醫學上からこれを論じたならば、種々の議論のあることであらふと思はれるが、健康保険法の取扱上に於ては、大体次の如く定めて居るのである。

- 一 妊娠七ヶ月以前に流産したものは分娩と見做さないで、疾病として取扱ふこと
- 二 妊娠七ヶ月以後の流産及早産或は死産も總て分娩として取扱ふこと

尙ほ、其の分娩が、正しい結婚の結果に基くものであるか、若しくは内縁或は私通の爲めにしたものであるかと云ふ點に付て、取扱ひを如何にするかと云ふ問題も起り得るのであるが、健康保険法の取扱上に於ては、此の事は問はない事にしてあるのである。

分娩に關する保険給付は、産婦を産院に收容するとか、若しくは助産の手當をした場合には、傷病者を病院に入れた場合と同様に、分娩費並に出産手当を減額して給付することが出来るのである。

それから、分娩の給付に限り、分娩前一年内に百八十日以上被保険者であつたものでなければこれを支給しないのである。但し九十日以上被保険者であつた者には分娩費を支給し、又た助産の手當ををすることになつて居るのである。

#### 四の死亡者に對する埋葬料の給付

は、僅かに標準賃金の二十日分最低二十圓の埋葬料を支給するのみで、遺族の扶助は他の保険や法規に讓つて、此の健康保険法では致さないのである。

其理由は、此の健康保険法は、労働者の傷病時に扶助を與へて、其人の生活上の安定を附與する

趣意に依つて設けられて居るのであるから、死者に對しては遺骸を葬る丈けの費用を給付するに止め、生存中の保護に重きを置いて居る次第であるのである。

## 五 健康保険法と工場法

健康保険法に於ける保険給付は、大体以上の如くであるが、工場法に於ける扶助と、本法に於ける保険給付との關係を少しく申し述べて見ると近く施行さるべき工場法施行令には

職工負傷し又は疾病に罹つた時は工業主は其の費を以て療養を施し又は療養に必要な費用を負担すべし

と云ふことを規定し、尙ほ

職工療養の爲め勞務に服すること能はざるにより賃金を受けざる時は工業主は職工の療養中一日に就き賃金百分の六十以上の休業扶助料を支給すべし

と規定してあるのであるが、其後の方に

職工健康保険法に依る療養の給付又は療養費の支給を受ける時は其期間本令に依る療養若しくは療養費の支給を爲すことを要せず

健康保険法に依る傷病手当金の支給を受くべき時休業扶助料の支給に付又同じと規定してあるのであつて、つまり

工場法に依る扶助と健康保険法に基く保険給付との重複を避けてあるのである。

それ故上掲の如き職工の傷病の場合、始めの百八十日間は、健康保険法の方が働くので、工場法の方の扶助はいらぬ。百八十日過ぎても治癒しない場合には、工場法に依つて扶助すると云ふことになつて居るのである。

即ち、工場法及鑛業法では、百八十日以上も永引く重患、若しくは治癒しても廢疾不具となつた人を扶助するわけで、短期の傷病者は、健康保険法の方へ任してよいのであるから、本法實施後は、工業主事業主の扶助義務が、それだけ軽くなるわけである。

それから又た、工場法施行令には

職工の死亡に關し、健康保険法に依り埋葬料又は埋葬に要したる費用の支給あるべき時は、葬祭料の支給はこれをなすことを要せず

云々と云ふ規定があるので、この點に於ても、工業主は扶助の義務を健康保険法の保險者に一任して、重複を免れ得る理由であるのである。

## 六 費用の分擔

健康保険法に於ける保険給付の財源は何うするかと云ふと、これは

- 一 國庫
- 二 事業主
- 三 被保險者

の三者が分擔することになつて居るのである。

此の中の國庫の負擔は、總ての費用の

十分の一

であつて、他の十分の九は、事業主と被保險者とが其半宛を分擔するのである。

茲に被保險者たる労働者が、費用の半分を負擔する理由は、此の健康保険法の本旨が、労働者の團體が相互扶助をすると云ふ精神に基いたものであつて、又た事業主が半分を負擔するのは、事業主は労働者の傷病に對して當然扶助救済を爲すべき義務のあるものであつて、これを免れることは何うしても出来ないものであることは、上掲の工場法規にも規定されてあるところであり、且又た労働者の生活の安定は、作業の能率を増進するものであつて、健康保険法の實施は、大いに事業主の利益を増すものであるから、其費用の主なる部分を事業主に負擔せしめることになつて居る次第なのである。

それで、甚しく危険率の多い業務の事業主に對しては、内務大臣は其負擔割合を三分の二迄増加するこ

とが出来ることになつて居るのである。

又た、被保險者たる労働者の負擔は

標準報酬の百分の三

を限度とすることになつて居るのであるから、保險給付の事故が多くなつて、其費用の分擔額が、被保險者の報酬額の百分の三を超える場合には、其の

超過額は事業主に於て負擔して貰はねばならぬのである。

斯う云ふ次第で、國庫、事業主、被保險者の三者が、財源となるべき費用を分擔して、さうして此の健康保険法をやつて行くのであるが、一年間に何れ程の費用が要るか云ふと、從來の統計から割出して、先づ一年に、

四千二百萬圓内外

の金額が要ると云ふ概算である。

此の中、四百萬圓が國庫の負擔で、一千九百萬圓が被保險者の保険料、同じく一千九百萬圓が事業主の負擔となる勘定であるのである。

## 七 審査と訴願及監督

最後に健康保険法の保険給付に付て不服のある者は、

### 第一次健康保険審査會

に審査を請求し、其決定に尙ほ不服のあるものは

### 第二次健康保険審査會

に審査を請求し、其の決定に對して未だ不服のあるものは、通常の裁判所へ訴を起すことが出来るのである。

又た、保険料其他徴收金の事に關して不服のあるものは、其處分をした保険組合、保険官署を監督して居る保険官署に訴願し、其裁決に不服のあるものは、内務大臣に訴願し、又た行政裁判所に出訴することが出来るのである。

さうして、

### 第一次健康保険審査會

と云ふのは各府縣に一ヶ所宛、北海道に四ヶ所、合計五十ヶ所を全國に設置するので、

### 第二次健康保険審査會

は、東京と大阪に置かれ

### 第三次健康保険審査會

は東京のみに置かれるのである。

それから健康保険官署は、各府縣に一ヶ所と北海道に四ヶ所と合計五十ヶ所を全國に置き、東京の社會局保険部と大阪の其の出張所とで、これを監督することになるのである。

## 八 綜 結

以上に申述べましたのは、健康保険法の内容の大体であります、要するに本法は

労働者の生活に安定を與へ

さうして、其傷病を

速かに回復せしめ

て、産業上の利益を増進し、社會的不安を根絶しやうとする、大なる使命を有つて居るのであります。

何分未だ經驗のない始めての立法でありますから、實行に當りましては、種々の困難があり、見解の相



違もあつて、六ヶ敷いことであると思ひますが、何うか  
官民協力して、圓滑に都合よく實施したい  
ものであると、私は切望に堪わぬ次第であるのである。

附記

此の論文は大正十五年六月七日大阪工場衛生研究會に於て、熊谷事務官の講演せられた筆記  
録に、記者が加筆して、取捨増補したものであるから、文章上の責任は全く記者に在るので  
ある。

## 八 健康保険組合に就て

社會局保險部大阪出張所長 社會局書記官 守屋磨瑛夫

### 一 組合設立の利便

常時三百人以上の労働者を使用して居る、大工場、大鑛山等の事業主は、健康保険組合を設立すること  
が出来るのである。

又た二人以上の事業主が共同して、其使用労働者が、常時三百人以上に達する場合には、健康保険組合  
を設立することが出来るのである。

此の健康保険組合は、法人組織で、政府直轄の保險官署の手を離れて、其組合中の被保險者の保險を管  
掌することが出来るのであるから、事業主に取つても利便であり、政府側に取つても都合がよいのである  
から、健康保險の管理者としての、當局者から云へば

何うか可成的多くの組織が出来て欲しい

と希望する次第である。

それ迄、健康保険法の第三十一條には

「主務大臣ハ一事業ニ付第十三條ノ規定ニ依ル被保險者常時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ對シ、健康保険組合ノ設立ヲ命スルコトヲ得」

と規定して、大工場、大鑛山に對しては、内務大臣は職權を以て、健康保険組合の設立を強制的に命令することが出来るやうにしてあるのである。

斯うした規定を適用して、内務大臣から命令せらるゝ迄もなく

事業主の方から進んで組合の設立を申請して貰ひたいと私達は希望する次第である。

就ては、健康保険組合の設立が、何故に

事業主に便利であるのか？

と云ふ事柄に付て、主要なる事項の二三を列擧して、事業主側の方々の御參考に供しやうと思ふのである

### A 規約委任事項

健康保険法竝にこれに關する命令等の詳細な條項に基いて、事業主が自己の使用しつゝある、被保險者の保險を取扱つて行くと云ふことは、中々困難な事であるのである。

殊に、未だ充分に此の法に慣れない當初の時代に於ては、それは随分骨の折れる事柄であるのである。然るに、其工場なり、會社なりで、單獨の

健康保険組合を設立して、其自己の工場なり會社なりだけの集團のみに保險を扱ふことにすれば、總ての事柄が

其集團内の相談に依つて行ふ事が出来るし

又た、種々の

規約委員事項

即ち、法律命令の規定に拘らず

規約で規定して置きさへすれば、自由に變更して取扱い得る事項が、多く設けてあるのである。

例之ば、健康保険法施行令第二條の

「賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ全部又ハ一部カ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場

合ニ於テハ其價額ハ保險官署ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス」と規定してあるに拘らず、其第三項に於て

「健康保険組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラス規約ヲ以テ別段ノ定メヲ爲スコトヲ得」と組合に委任してある如き、又た同令第五條第二項の

「被保險者ノ報酬日額カ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ算定シタル額カ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス保險者ニ於テ適當ノ方法ニ依リ之ヲ算定スヘシ」

云々と規定してあり、さうして第三項に

「保險者カ健康保険組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ」と規約に委任してある如き、何れも頗る六ヶ敷い事項であるが、それを

組合が保險者である場合に限り規約に委任して、自由に決定して實行し得るやうにしてあるのである。

斯うした規定が頗る多いのであるから

政府直轄の保險署の管掌を受けるよりは遙かに樂なのである

のである。

斯う云ふ次第であるから、三百人以上の被保險者を擁する事業主は、進んで

組合を設立せられるのが、利便である

と私はお勧めする次第である。

### B 保安衛生施設の利益

健康保険組合設立の、第二の利便として數ふべき事は

労働者の保安並に衛生的の施設を、完備せしめる事に依つて來る利益を、直接に受けることが出来ること

である。

即ち、一つの工場、若しくは同一の會社の二つ以上の工場を以て、健康保険組合を設立する場合には、其工場又は會社に於て、傷害豫防の保安設備を完全し、或は衛生上の施設を充分に完備して

負傷者、疾病者を減少せしめる事

は、即ち該保險組合の

保險給付の數を減少すること

になるので、直接に多大な利益を享け得る事になるのである。

然るに若し、保険組合を設立せずして、他の雑多な小工場の人々と共に、

政府直轄の保険官署に所屬して居た

ならば、これ等小工場の不完全な設備から生ずる、多数の負傷者、疾病者の保険給付を分擔せなければならぬことになるから、自己工場の完全な設備から生ずる利益は、全く没却されて仕舞ふ理由である。

社會保険の立場から云へば、出来るだけ多くの人々が、傷病者の損害を分擔するのが良いのであるが、設備の良い工場が、悪い工場の損害を負擔しなくてはならぬと云ふ事は、良い事業主に取つては、誠に氣の毒な次第であるから、可成的

自分の工場だけ、若しくは自分の會社だけで、保険組合を設立することにして、一方設備の改善に力めて

保険給付の數を出来るだけ減少する

やうにして貰ひたいと思ふのである。

### C 愛社心を強む

健康保険組合を設立する場合の、事業上の利益の第三としては、西村氏も云はれた様に、自分の工場の

内に保険組合を造つて、お互に金を出して合ふて、傷害したもや、病氣の人を助け合ふと云ふ如きことは、確かに其工場に對する、労働者の

執着心を養ひ

事業主に對する、感情を和げ得るものであるから、此の方面から云つても、自己の會社とか、事業場限りとかで、健康保険組合を設立するのは、極めて良い事であると思はれるのである。

### D 醫師選擇の便

健康保険法施行令第七十五條に依つて、保険者は醫師又は齒科醫師を選定して置いて、保険給付の場合に被保険者の療養に備えなくてはならぬのである。

工場に保険組合が無くて、保険官署の管掌を受ける場合には、該官署の選定した醫師ならば、如何に工業の事情を了解しない町醫でも、これを排斥することは出来ないものである。

然るに健康保険組合を設立して、其選擇の權能が自己工場の組合理事の手にある場合は、自由に其工業の事情に慣れた醫師を選定することが出来るのである。殊に、従來の醫局を保険組合に讓渡して

健康保険組合附屬の醫師

健康保険組合に就て